

第 6 編

そ の 他



# 1 法律（臨時特例法）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第二項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都

市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十二日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うとを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該

地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七十条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までには始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 令和五年三月二十三日
- 二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市（第七条第二項において「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。この場合に



において、同法第二百二十条第三項及び第二百二十一条の規定は、適用しない。

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（立候補の禁止）

第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙（以下この項において「第一統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第一百十条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十三日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）、同法第一百十条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地

方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

- 2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日

前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 政令（臨時特例法施行令）

政令第三百五十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区
----------------------------	---	---

	選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）	分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
	選挙時登録の基準日に	告示日の前日に
公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項	第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十七條第一号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第二項に規定する選挙の期日

公職選挙法施行令第四十九条の二第二項ただし書及び第五百一十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第五百九条第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日
-----------------------------------	---	--

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百一十二条の二、第二百一十二条の四、第二百一十三条の二、第二百一十四条の二、第二百一十五条の二、第二百一十六条の三及び第二百一十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九号）において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特

例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- 三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任

期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

- 2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第二条第三号に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同項第二号中「同年二月二十一日」とあるのは、「同年二月七日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

### 3 通知（臨時特例法施行通知）

総行選第 121 号  
令和 4 年 11 月 18 日

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各指定都市市長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の施行について（通知）

第 210 回国会において成立をみた地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が令和 4 年法律第 84 号をもって、また、特例法第 8 条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が令和 4 年政令第 352 号をもって、それぞれ本日公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として令和 5 年 3 月から 5 月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は市長の選挙等について、選挙の期日を令和 5 年 4 月 9 日及び同月 23 日に統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令の内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 選挙期日の統一に関する事項

1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

(1) 令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は市長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては令和 5 年 4 月 9 日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては同月 23 日に統一することとされたこと。ただし、同年 3 月 30 日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第 34 条の 2 第 1 項又は第 3 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 1 項関係）

(2) 令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができるとされたこと。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年 1 月 8 日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月 22 日までに、その旨を告示しなければならないこととされたこと。（特例法第 1 条第 2 項関係）

(3) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は市長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は市長（すなわち、令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は市長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は市長の任期満了による選挙について公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の指定都市又は市区町村の長（すなわち、令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間にその任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長）であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 5 日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては同年 4 月 9 日、市区町村の議会の議員及び市長の選挙にあつては同月 23 日とするにとされたこと。ただし、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 3 項関係）

ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第 78 条若しくは第 178 条第 1 項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和 40 年法律第 118 号）第 2 条の規定に



より議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まる」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあっては、令和5年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月10日まで、町村にあっては同年12日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙又は同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙にあっては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月10日まで、町村にあっては同年12日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会又は長以外の地方公共団体の議会議員又は長（当該地方公共団体の議会議員又は長の任期満了による選挙を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月9日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第4項関係）

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が令和5年2月28日以前又は同年6月1日以後に満了することとなる地方公共団体（令和5年6月1日から同月10日までの間にその長の任期が満了する指定都市又は市区町村にあっては、その長の任期満了による選挙について、特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。）のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会議員又は長の任期満了による選挙について、同法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第78

条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第110条又は第113条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第33条第3項の規定に基づき市町村の設置の日から50日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まる」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあっては、令和5年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月5日まで、町村にあっては同月7日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙、同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙又は同法第110条若しくは第113条の規定による議会の議員の選挙にあっては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月5日まで、町村にあっては同月7日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

## 2 選挙期日を告示すべき日

特例法第1条の規定によつて行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならぬこととされたこと。（特例法第2条関係）

- ・ 都道府県知事の選挙 令和5年3月23日
- ・ 指定都市の長の選挙 令和5年3月26日
- ・ 都道府県等の議会の議員の選挙 令和5年3月31日
- ・ 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月16日
- ・ 町村の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月18日

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第4条第2項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあっては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならぬので留意されたい。

## 第2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する

場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第3条関係)

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくとも、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあっては同年4月9日に、市区町村にあっては同年23日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

### 第3 同時選挙に関する事項

#### 1 同時選挙

(1) 特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事の選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされたこと。(特例法第4条第1項及び第2項関係)

(2) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなることであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。

(3) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に令和5年4月9日又は同日23日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙を同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

#### 2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第4条第3項関係)

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができず、これとされたこととされており、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

#### 3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定による告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされたこと。(特例政令第4条)

これは、特例法第1条第2項の規定により令和5年4月9日又は同日23日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一地方選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

#### 第4 立候補の禁止に関する事項

1 令和5年4月9日又は同日23日に行われる選挙について、公職選挙法第87条の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条の規定により同日9日に行われる選挙(以下「第一統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙(選挙区がないうちは、選挙が行われる区域。以下この第4において同じ。)の全部又は一部を含む区域とする選挙区において、特例法第1条の規定により同日23日に行われる選挙(以下「第二統一地方選挙」という。)、公職選挙法第110条第4項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙又は同法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることも禁止されることとされたこと。(特例法第5条第1項関係)

また、特例法第5条第1項の規定により公職の候補者となることができず、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項(第2号に係る部分に限る。)並びに立候補の届出の届下等に関する同法第86条第9項(第3号に係る部分に限る。)、第86条の2第7項(第2号に係る部分に限る。)、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることができず、これとされたこと。(特例法第5条第2項関係)

2 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本条の規定は適用される。

3 本条において「当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われ



る区域)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。

4 第一統一地方選挙において公職の候補者となった者が第二統一地方選挙における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により4月の第4日曜日(令和5年4月23日)に期日を統一して行われることとなる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

## 第5 寄附等の禁止期間に関する事項

### 1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙には、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」とは、同条第4項(第3号に係る部分に限る。2において同じ。)の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例法第6条関係)

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年1月9日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日をいうものである。

### 2 特例の適用除外

(1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第7条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村において、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村において、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において、当該市

区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村において、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの)の長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(指定都市であつて、当該指定都市の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるもので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の

「期間」並びに同法第199条の第5項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

## 第6 選挙人名簿に関する事項

### 1 登録の基準日及び登録日

(1) 特例法第1条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第2条各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされたこと。(特例政令第1条関係)

- ・都道府県知事選挙 令和5年3月22日
- ・指定都市の長の選挙 令和5年3月25日
- ・都道府県等の議会の議員の選挙 令和5年3月30日
- ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月15日
- ・町村の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月17日

(2) 特例法第1条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

### 2 登録の移替え

(1) 特例法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前60日から、当該選挙の期日までの間とされたこととされたこと。(特例政令第1条関係)

(2) 本条にいう「選挙の期日前60日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年2月8日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月22日をいうものである。

(3) 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年2月28日までに行うために選挙期日を告示することができる日を経過するまでは、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

## 第7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

### 1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とされたこと。(特例政令第2条関係)

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域に

において、令和5年4月9日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月23日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月8日から同年4月23日までの間となるものである。

### 2 特例の適用除外

(1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例政令第3条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの)の長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月7日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日又は同年6月1日以後の日であるもの(指定都市であつて、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令

第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

## 第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされたこと。(特例法附則及び特例政令附則関係)

以上

#### 4 第20回統一地方選挙における選挙違反状況

##### (1) 違反警告状況

区分	文書頒布	文書掲示	言論	その他	計
県議会議員選挙	4	5	-	-	9
市長選挙	-	1	-	-	1
村長選挙	-	-	-	-	-
市議会議員選挙	2	4	-	-	6
町村議会議員選挙	2	-	-	-	2
計	8	10	-	-	18

区分	その他の内容
県議会議員選挙	-
市長選挙	-
村長選挙	-
市議会議員選挙	-
町村議会議員選挙	-

##### (2) 違反検挙状況

区分	買収		文書図画違反		戸別訪問		その他		計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
県議会議員選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村長選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市議会議員選挙	-	-	-	-	-	-	1	1 (0)	1	1 (0)
町村議会議員選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	1	1 (0)	1	1 (0)

※ ( ) は内数で逮捕者の数。

区分	その他の内容
県議会議員選挙	-
市長選挙	-
村長選挙	-
市議会議員選挙	公務員の地位利用
町村議会議員選挙	-

## 5 選挙表彰

山形県選挙管理委員会表彰

民間の団体又は個人の部

株式会社小松写真印刷

(活動実績)

主に若年層の投票率を上げることを目標に、選挙応援プロジェクト「僕らの未来を考える展」を企画。投票に行かない人たちに訴えかけるようなキャッチコピーを社員たち自らが考案し、写真を撮りたくなるようなデザインにすることで SNS への投稿を促し、若者の選挙への意識を高めてもらう取組を行った。

6 執行経費交付決定額

(令和6年2月1日時点)  
(単位：円)

市町村名	投票所経費	期日前投票所経費	開票所経費	選挙公報発行費	候補者氏名等掲示費	ポスター・掲示場費	演説会施設公営費	事務費	調整費	啓発推進委託費	不用額	合計
山形市	25,472,327	3,502,847	4,052,564	3,823,765	3,486	9,177,850	942,936	11,193,468	1,524,780	150,000	△ 4,064,678	55,779,345
米沢市	14,394,902	1,577,608	2,760,591	1,205,162	2,268	3,300,000	13,230	4,090,944	2,498,762	89,643	0	29,933,110
鶴岡市	22,028,095	5,487,614	3,774,931	1,777,781	4,326	8,695,500	9,650	7,228,835	4,439,396	150,000	△ 1,009,267	52,586,861
酒田市	15,059,049	2,730,142	1,719,615	1,556,312	2,562	6,018,650	71,500	4,751,946	3,609,422	150,000	△ 3,334,965	32,334,233
新庄市	7,053,392	774,483	931,083	493,875	1,386	2,928,750	42,460	2,111,891	612,148	150,000	△ 1,539,186	13,560,282
寒河江市	6,877,711	760,733	953,362	525,372	1,134	2,087,591	114,304	2,229,343	0	150,000	△ 70,417	13,629,133
上山市	0	0	0	0	0	2,200,000	0	1,401,478	340,085	27,500	△ 691,062	3,278,001
村山市	5,308,042	795,397	708,326	290,639	1,050	2,062,500	38,870	1,410,136	1,058,378	0	0	11,673,338
長井市	0	0	0	0	0	1,512,500	0	1,402,898	176,728	150,000	△ 698,188	2,543,938
天童市	0	0	0	0	0	2,626,250	0	3,475,586	0	150,000	△ 631,373	5,620,463
東根市	10,002,263	1,031,252	1,903,518	677,634	1,722	2,420,000	507,275	2,453,958	0	150,000	△ 143,740	19,003,882
尾花沢市	0	0	0	0	0	1,691,250	0	1,395,709	0	108,900	△ 700,081	2,495,778
南陽市	0	0	0	0	0	1,650,000	0	1,406,074	1,205,224	150,000	0	4,411,298
市計	106,195,781	16,660,076	16,803,990	10,350,540	17,934	46,370,841	1,740,225	44,552,266	15,464,923	1,576,043	△ 12,882,957	246,849,662
山辺町	0	0	0	0	0	1,049,950	0	857,500	798,884	45,982	0	2,752,316
中山町	0	0	0	0	0	759,000	0	663,133	5,204	0	△ 74,615	1,352,722
河北町	3,680,199	778,113	589,286	226,877	714	1,214,400	47,990	1,289,964	0	80,000	△ 323,740	7,583,803
西川町	2,501,210	774,483	471,651	64,822	588	885,500	29,260	527,807	0	80,000	△ 21,201	5,314,120
朝日町	3,576,873	760,733	514,864	85,832	882	1,151,150	13,190	858,750	0	80,000	△ 483,577	6,558,697
大江町	3,676,550	925,733	514,864	96,210	840	784,300	38,250	820,242	73,511	31,570	△ 474,085	6,487,985
大石田町	0	0	0	0	0	632,500	0	664,441	64,935	80,000	0	1,441,876
金山町	0	0	0	0	0	695,750	0	420,392	57,410	80,000	0	1,253,552
最上町	0	0	0	0	0	1,037,300	0	665,182	0	37,400	△ 603,112	1,136,770
舟形町	0	0	0	0	0	771,650	0	419,241	0	74,800	△ 76,551	1,189,140
真室川町	0	0	0	0	0	1,113,200	0	660,505	0	80,000	△ 340,775	1,512,930
大蔵村	0	0	0	0	0	518,650	0	204,830	0	0	△ 82,724	640,756
鮭川村	0	0	0	0	0	759,000	0	419,670	384,140	80,000	0	1,642,810
戸沢村	0	0	0	0	0	721,050	0	419,819	0	80,000	△ 369,266	851,603
高島町	0	0	0	0	0	1,555,950	0	864,355	140,306	79,207	△ 213,329	2,426,489
川西町	0	0	0	0	0	923,450	0	858,968	925,474	22,000	0	2,729,892
小国町	0	0	0	0	0	1,087,900	0	725,535	669,655	62,150	0	2,545,240
白鷹町	0	0	0	0	0	1,733,050	0	862,402	0	0	△ 410,894	2,184,558
飯豊町	0	0	0	0	0	796,950	0	660,397	1,031,979	0	△ 77,871	2,411,455
三川町	0	0	0	0	0	341,550	0	653,419	0	0	△ 22,765	972,204
庄内町	0	0	0	0	0	905,025	0	862,195	855,809	80,000	0	2,703,029
遊佐町	2,059,402	760,733	589,286	180,069	378	972,950	6,600	1,253,200	256,136	80,000	0	6,158,754
町村計	15,494,234	3,999,795	2,679,951	653,810	3,402	20,410,225	135,290	15,631,947	5,263,443	1,153,109	△ 3,574,505	61,850,701
合計	121,690,015	20,659,871	19,483,941	11,004,350	21,336	66,781,066	1,875,515	60,184,213	20,728,366	2,729,152	△ 16,457,462	308,700,363



## 7 山形県議会議員選挙に関する速報要領

この要領は、公職選挙法第6条第2項の趣旨に則り、令和5年4月9日執行の山形県議会議員選挙における、選挙当日の有権者数、投票の状況及び結果並びに開票の状況及び結果に関する速報の実施について、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村選管」という。）と県の選挙管理委員会（以下「県選管」という。）が行う事務処理の要領を定めるものである。

### 第1 総括的事項

- 1 事務処理は正確かつ迅速を旨とし、関係機関相互の送・受信及び報道機関への公表が円滑に行われるよう配慮すること。
- 2 市町村選管から県選管への報告の手段として、山形県議会議員選挙速報システム（以下「速報システム」という。）及び速報用ファクシミリを使用すること。
- 3 速報の円滑を期するため、速報事務分担を明確にし、速報に用いるファクシミリ及び電話を特定すること。
- 4 速報する事項、速報の手段及び速報すべき市町村は次のとおりとすること。

	速報する事項	速報の手段	速報すべき市町村
①	選挙当日の有権者数	速報システム	全市町村 (無投票となる市町村を除く。 以下同じ。)
②	投票状況（中間推計）	速報システム	
③	投票結果	速報システム・ファクシミリ	
④	開票状況（中間得票）	速報システム	
⑤	開票結果	速報システム・ファクシミリ	

- 5 市町村選管にあつては、必ず速報担当者を定め、その担当者が責任をもって速報するとともに、開票速報終了後においても県選管からの連絡があるまで待機すること。
- 6 速報システムに障害等が発生した場合には、電話連絡した上で、速報用ファクシミリにより速報すること。
- 7 速報システムによる速報
  - (1) 速報担当者は、必ず指定された時間内にデータを登録すること。  
なお、速報システム及びファクシミリにより速報する事項（投票結果・開票結果）については、先にファクシミリを送信し、その後に速報システムにデータを登録すること。
  - (2) データを登録する際は、事前に入力値を十分確認すること。  
なお、登録データの訂正をする場合は、訂正データを入力する前に、県選管に電話連絡し、指示を受けた上で訂正すること。
- 8 ファクシミリによる速報
  - (1) 速報担当者は、必ず指定された時間内にファクシミリを送信するとともに送信の確認を行うこと。
  - (2) 速報に当たっては、使用する各種様式の送信者欄に必ず氏名を記載すること。  
また、ファクシミリの受信を確認した速報担当者は、必ず受信者欄に氏名を記載すること。
  - (3) ファクシミリ機器の故障等により送信ができない場合には、県選管に電話連絡し、指示を受けた上で、電話による速報を行うこと。
- 9 電話による速報
  - (1) 速報担当者は、必ず通話時刻1分前に電話機の前に待機すること。

(2) 速報に当たっては、速報直前に送信者、受信者相互に相手の氏名を確認し合い、速報内容は必ず復唱し、検算すること。

(3) 速報数字の読み方

じゅう ろく まん ごひゃくふたじゅうさんてん なな はち きゅう

送信者「 1 6 0 , 5 2 3 . 7 8 9 」

いち ろく ぜろ ご に さん てん なな はち きゅう

受信者「 1 6 0 , 5 2 3 . 7 8 9 」

## 第2 投票速報の実施要領

### 1 選挙当日有権者数の速報

(1) 速報すべき市町村 全市町村

(2) 速報事項

4月9日午前0時現在により調査した当日の有権者数（男・女・計）

(3) 速報時刻

市町村選管 → （8時～8時30分） → 県選管

(4) 速報の方法

① 市町村選管は、速報時刻に速報システムに必要事項を入力し、県選管に報告する。

② 県選管は、9時までに集計し、電子メールで各報道機関に発表し、その後、ホームページに掲載する。

※ 速報システムに障害等が発生した場合は、市町村選管は、速報システムによる速報ができない旨を県選管の速報用電話に連絡した上で、第1号様式「選挙当日有権者数速報票」により速報用ファクシミリで報告する。

(5) 速報上の留意事項

① 「選挙当日有権者数」には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなったものも含むこと。

② 「選挙当日有権者数」には、住所移転により表示がなされている者は含まれないこと。ただし、県内に引き続き住所を有する証明書を提示し、又は、県内に引き続き住所を有することの確認を受けて期日前投票をした者は含まれること。

### 2 投票状況（中間推計）の速報

(1) 速報すべき市町村 全市町村

(2) 速報事項

抽出投票所の選挙当日有権者数（男・女・計）及び抽出投票所の投票者数（男・女・計）

(3) 速報時刻

回数	調査時刻	市町村選管 速報時刻	県選管 発表時刻
1	11:00	11:00～11:05	11:15
2	13:00	13:00～13:05	13:15
3	18:00	18:00～18:05	18:15
4	19:30	19:30～19:35	19:45

(4) 抽出投票所の選定



市町村選管は、当該市町村の全域の投票状況を推定することができるよう、速報可能な投票所を偏りがないように適宜選定する。

(5) 速報の方法

- ① 市町村選管は、各速報時刻に速報システムに必要事項を入力し、県選管に報告する。
- ② 県選管は、全市町村選管の報告が完了し次第、県計及び選挙区別内訳を推計して、電子メールで各報道機関に発表し、その後、ホームページに掲載する。

※ 速報システムに障害等が発生した場合は、市町村選管は、速報システムによる速報ができない旨を県選管の速報用電話に連絡した上で、第2号様式「投票状況（中間推計）速報票」により速報用ファクシミリで報告する。

(6) 速報上の留意事項

- ① 「投票者数」には、期日前投票者数及び不在者投票者数は含めないこと。
- ② 19:30時点で投票結果が確定(例 19:25に全投票区の集計及び確認が完了)している場合でも、抽出投票所の結果を基に、19:30時点の投票状況を報告すること。

### 3 投票結果の速報

(1) 速報すべき市町村 全市町村

(2) 速報事項

- ① 選挙当日の有権者数 (男・女・計)
- ② 投票者数 (男・女・計)
- ③ 棄権者数 (男・女・計)
- ④ 投票率 (男・女・計)
- ⑤ 確定時刻 (時 分)

(3) 速報時刻

市町村選管は、投票終了後、各投票管理者から開票管理者に送致された投票録により集計し、投票結果を確定でき次第、直ちに報告する。

(4) 速報の方法

- ① 市町村選管は、第3号様式「投票結果速報票」により速報用ファクシミリで報告するとともに、速報システムに必要事項を入力し、県選管に報告する（先にファクシミリを送信する）。
- ② 県選管は、全市町村選管の報告が完了し次第、集計の上、電子メールで各報道機関に発表し、その後、ホームページに掲載する。

※ 速報システムに障害等が発生した場合は、市町村選管は、速報システムによる速報ができない旨を県選管の速報用電話に連絡する。

(5) 速報上の留意事項

- ① 投票率は百分率とし、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位までの数値を速報すること。
- ② 確定時刻は、各投票管理者から送致を受けた投票録を点検し、集計が終了した時刻であること。
- ③ 「当日有権者数」には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなったものを含むものであること。
- ④ 「選挙当日有権者数」には、住所移転により表示がなされている者は含まれないこと。ただし、県内に引き続き住所を有する証明書を提示し、又は、県内に引き続き住所を有することの確認を受けて投票した者は含まれること。
- ⑤ 「投票者数」には、期日前投票者数及び不在者投票者数を含めること（「2 投票状況（中間推

計)の速報」とは異なる)。

- ⑥ 4月9日0時現在の当日有権者数と投票結果の当日有権者数が異なる場合には、第3号様式の理由又は(備考)の欄にその理由を記入して、速報用ファクシミリで報告すること。

### 第3 開票速報の実施要領

#### 1 開票状況(中間得票)の速報

- (1) 速報すべき市町村 全市町村  
(2) 速報事項

各速報時刻における各候補者の得票数及びその合計数

- (3) 速報時刻

回数	調査時刻	市町村選管 速報時刻	県選管 発表時刻
1	22:00	22:00~22:05	22:20
2	22:30	22:30~22:35	22:50
3	23:00	23:00~23:05	23:20
4	23:30	23:30~23:35	23:50
5	24:00	24:00~24:05	24:20

※ 開票が終了しない場合は、以降30分おきに速報する。

- (4) 速報の方法

- ① 市町村選管は、各速報時刻に速報システムに必要事項を入力し、県選管に報告する。  
② 県選管は、全市町村選管の報告が完了し次第、選挙区ごとに集計の上、電子メールで各報道機関に発表し、その後、ホームページに掲載する。

※ 速報システムに障害等が発生した場合には、市町村選管は、速報システムによる速報ができない旨を県選管の速報用電話に連絡した上で、第4号様式「開票状況(中間得票)速報票」により速報用ファクシミリで報告する。

- (5) 速報上の留意事項

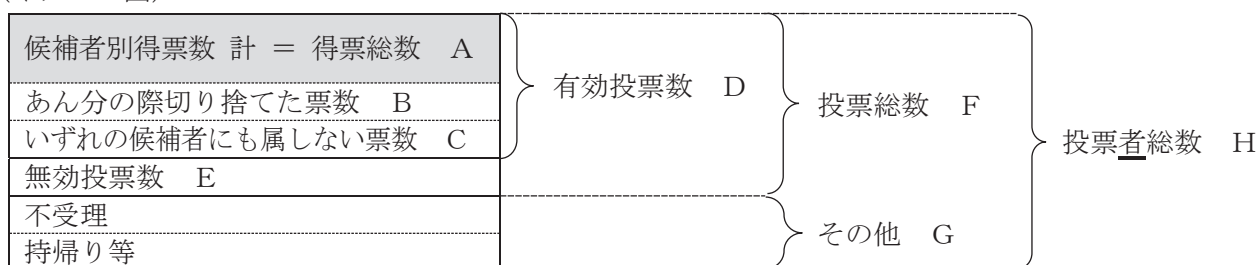
第4号様式における候補者別得票数の記載順序は、立候補届出順とすること。

#### 2 開票結果(確定)の速報

- (1) 速報すべき市町村 全市町村  
(2) 速報事項

- ① 候補者別得票数  
② 得票総数 A  
③ あん分の際切り捨てた票数 B  
④ いずれの候補者にも属しない票数 C  
⑤ 有効投票数 D (A+B+C)  
⑥ 無効投票数 E  
⑦ 投票総数 F (D+E)  
⑧ その他(不受理、持帰り等) G  
⑨ 投票者総数 H (F+G)  
⑩ 開票確定時刻

(イメージ図)



(3) 速報時刻

市町村選管は、開票結果を確定でき次第、直ちに県選管に報告する。

なお、定時の開票状況（中間得票）の速報時刻においては、開票結果を確定できそうな場合であっても、まずは定時の開票状況（中間得票）を確実に報告する。

(4) 速報の方法

- ① 市町村選管は、第5号様式「開票結果速報票」により速報用ファクシミリで報告するとともに、速報システムに必要事項を入力し、県選管に報告する（先にファクシミリを送信する）。
- ② 県選管は、開票が確定した市町村から報告のあった第5号様式「開票結果速報票」を、ファクシミリにより各報道機関に発表する。
- ③ 県選管は、全市町村選管の報告が完了した選挙区ごとに集計の上、電子メールで各報道機関に発表し、その後、ホームページに掲載する。

※ 速報システムに障害等が発生した場合には、市町村選管は、速報システムによる速報ができない旨を県選管の速報用電話に連絡する。

(5) 速報上の留意事項

- ① 第5号様式における候補者別得票数の記載順序は、立候補届出順とすること。
- ② 開票結果の確定時刻は、開票が終了し開票管理者が開票結果を把握した時とすること。

山形県議会議員選挙  
選挙当日有権者数速報票

送信者 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

受信者 \_\_\_\_\_

(4月9日午前0時現在)

男 (人)	女 (人)	計 (人)	備考

山形県議会議員選挙  
投票状況（中間推計）速報票

送信者 \_\_\_\_\_ 市町村名

受信者 \_\_\_\_\_

調査時刻	抽出投票所の選挙当日有権者数（人）			抽出投票所の投票者数（人）		
	男	女	計	男	女	計
11時00分						
13時00分						
18時00分						
19時30分						

第3号様式

山形県議会議員選挙  
投票結果速報票

送信者 \_\_\_\_\_  
受信者 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_  
確定時刻 \_\_\_\_\_ 時 分

	選挙当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票率					
	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)	計(%)	
0時現在												
最終												
増減												
理由												

(備考)

第4号様式

山形県議会議員選挙  
開票状況（中間得票）速報票

送信者 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

受信者 \_\_\_\_\_

調査時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

候補者氏名	党派	得票数
計		

開票率 \_\_\_\_\_ %

## 山形県議会議員選挙 開票結果速報票

送信者 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

受信者 \_\_\_\_\_

確定時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

開票結果		候補者別得票数			得票数 順位
		候補者氏名	党派	得票数	
得票総数	A				
あん分の際 切り捨てた票数	B				
いずれの候補者にも 属しない票数	C				
有効投票数 (A+B+C)	D				
無効投票数	E				
投票総数 (D+E)	F				
そ の 他	不 受 理				
	持 帰 り 等				
	計	計			
投票者総数 (F+G)	H				



# 山形県議会議員選挙 速報概要

1 速報日 令和5年4月9日(日)

2 速報事項等

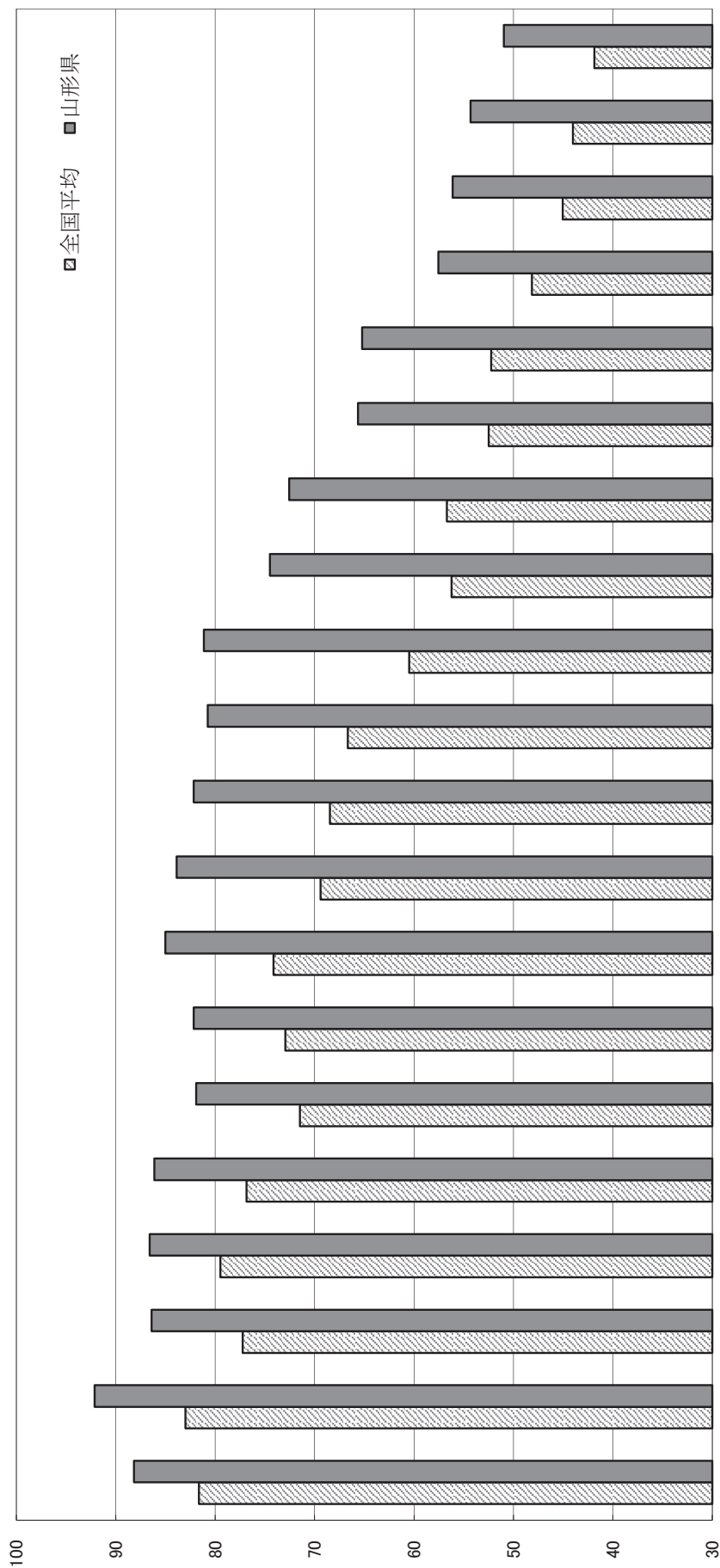
選挙当日の有権者数	投票状況(中間推計)	投票結果	開票状況(中間得票)	開票結果(確定)																																	
選挙当日の 午前0時現在の 有権者数(男・女・計) ・前回有権者数 ・前回との差	① 投票者数(男・女・計) ② 投票率(男・女・計) ・前回投票率 ・前回との差	① 選挙当日の有権者数 (男・女・計) ② 投票者数(男・女・計) ③ 棄権者数(男・女・計) ④ 投票率(男・女・計) ⑤ 確定時刻 ・前回投票率 ・前回との差	① 候補者別得票数 ② 得票総数 ③ あん分の際切り捨てた票数 ④ いずれの候補者にも属しない票数 ⑤ 有効投票数 ⑥ 無効投票数 ⑦ 投票総数 ⑧ その他(不受理、持帰り等) ⑨ 投票者総数 ⑩ 開票確定時刻	① 候補者別得票数 ② 得票総数 ③ あん分の際切り捨てた票数 ④ いずれの候補者にも属しない票数 ⑤ 有効投票数 ⑥ 無効投票数 ⑦ 投票総数 ⑧ その他(不受理、持帰り等) ⑨ 投票者総数 ⑩ 開票確定時刻																																	
発表時刻 9:00	4 回発表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>調査時刻</th> <th>発表時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>11:00</td> <td>11:15</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>13:00</td> <td>13:15</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18:00</td> <td>18:15</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>19:30</td> <td>19:45</td> </tr> </tbody> </table>	回数	調査時刻	発表時刻	1	11:00	11:15	2	13:00	13:15	3	18:00	18:15	4	19:30	19:45	全市町村の投票結果を集計後、直ちに発表	5 回発表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>調査時刻</th> <th>発表時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>22:00</td> <td>22:20</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>22:30</td> <td>22:50</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>23:00</td> <td>23:20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>23:30</td> <td>23:50</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24:00</td> <td>24:20</td> </tr> </tbody> </table> 開票が終了しない場合は、以降30分おきに速報	回数	調査時刻	発表時刻	1	22:00	22:20	2	22:30	22:50	3	23:00	23:20	4	23:30	23:50	5	24:00	24:20	・確定市町村ごとに随時発表 ・選挙区ごとに全市町村の開票結果を集計後、直ちに発表
回数	調査時刻	発表時刻																																			
1	11:00	11:15																																			
2	13:00	13:15																																			
3	18:00	18:15																																			
4	19:30	19:45																																			
回数	調査時刻	発表時刻																																			
1	22:00	22:20																																			
2	22:30	22:50																																			
3	23:00	23:20																																			
4	23:30	23:50																																			
5	24:00	24:20																																			
速報事項	・当日有権者数及び投票状況(中間推計) 全市町村 → 県速報本部 (速報システム) → 報道機関 (Eメール) / HP (13:00時点のみ) / 総務省 (Eメール) ・投票結果 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	全市町村 → 県速報本部 (速報システム) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (13:00時点のみ) / 総務省 (Eメール) ・投票結果 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	・開票状況(中間得票) 全市町村 → 県速報本部 (調査時刻22:00から30分ごと) → 報道機関 (Eメール) / HP (発表時刻22:20から30分ごと) ・開票結果(確定) 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	・確定市町村ごとに随時発表 ・選挙区ごとに全市町村の開票結果を集計後、直ちに発表																																	
発表時刻等	4 回発表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>調査時刻</th> <th>発表時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>11:00</td> <td>11:15</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>13:00</td> <td>13:15</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18:00</td> <td>18:15</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>19:30</td> <td>19:45</td> </tr> </tbody> </table>	回数	調査時刻	発表時刻	1	11:00	11:15	2	13:00	13:15	3	18:00	18:15	4	19:30	19:45	全市町村の投票結果を集計後、直ちに発表	5 回発表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>調査時刻</th> <th>発表時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>22:00</td> <td>22:20</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>22:30</td> <td>22:50</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>23:00</td> <td>23:20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>23:30</td> <td>23:50</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24:00</td> <td>24:20</td> </tr> </tbody> </table> 開票が終了しない場合は、以降30分おきに速報	回数	調査時刻	発表時刻	1	22:00	22:20	2	22:30	22:50	3	23:00	23:20	4	23:30	23:50	5	24:00	24:20	・確定市町村ごとに随時発表 ・選挙区ごとに全市町村の開票結果を集計後、直ちに発表
回数	調査時刻	発表時刻																																			
1	11:00	11:15																																			
2	13:00	13:15																																			
3	18:00	18:15																																			
4	19:30	19:45																																			
回数	調査時刻	発表時刻																																			
1	22:00	22:20																																			
2	22:30	22:50																																			
3	23:00	23:20																																			
4	23:30	23:50																																			
5	24:00	24:20																																			
速報経路	・当日有権者数及び投票状況(中間推計) 全市町村 → 県速報本部 (速報システム) → 報道機関 (Eメール) / HP (13:00時点のみ) / 総務省 (Eメール) ・投票結果 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	全市町村 → 県速報本部 (速報システム) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (13:00時点のみ) / 総務省 (Eメール) ・投票結果 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	・開票状況(中間得票) 全市町村 → 県速報本部 (調査時刻22:00から30分ごと) → 報道機関 (Eメール) / HP (発表時刻22:20から30分ごと) ・開票結果(確定) 全市町村 → 県速報本部 (確定後直ちに) → 報道機関 (Eメール) / HP / 総務省 (Eメール) (FAX+速報システム)	・確定市町村ごとに随時発表 ・選挙区ごとに全市町村の開票結果を集計後、直ちに発表																																	

8 山形県議会議員選挙の記録  
(1) 執行状況

	S22	S26	S30	S34	S38	S42	S46	S50	S54	S58	S62	H3	H7	H11	H15	H19	H23	H27	H31	R5
	4.30	4.30	4.23	4.23	4.17	4.15	4.11	4.13	4.8	4.10	4.12	4.7	4.9	4.11	4.13	4.8	4.10	4.12	4.7	4.9
選挙区数	15	16	18	20	21	20	21	21	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	17	17
定数	50	51	51	51	50	49	49	49	49	49	49	49	49	49	46	44	44	44	43	43
立候補者数	133	104	106	79	82	66	75	83	73	77	71	70	69	66	59	57	54	56	54	54
競争率	2.66	2.04	2.08	1.55	1.64	1.35	1.53	1.69	1.49	1.57	1.45	1.43	1.41	1.35	1.28	1.30	1.23	1.27	1.26	1.26
選挙当日 有権者数	310,419	331,015	345,785	321,681	291,973	241,709	331,771	389,039	329,196	387,913	376,535	378,169	389,087	361,559	278,761	304,693	281,962	249,526	264,549	292,813
男	363,863	377,375	395,932	369,137	341,425	281,352	379,668	437,889	366,651	430,689	419,354	420,966	430,446	399,352	305,542	340,043	315,862	276,641	292,064	319,300
女	674,282	708,390	741,717	690,818	633,398	523,061	711,439	826,928	695,847	818,602	795,889	799,135	819,533	760,911	584,303	644,736	597,824	526,167	556,613	612,113
計	91.29	93.73	88.10	87.84	86.55	82.27	81.06	84.22	83.22	80.50	79.99	79.93	73.56	72.01	65.41	65.39	58.42	57.04	55.41	51.55
投票率%	85.53	90.72	84.90	85.53	85.73	81.62	83.14	85.74	84.48	83.63	81.43	82.25	75.34	73.05	65.87	65.07	56.79	55.28	53.33	50.42
計	88.18	92.12	86.39	86.60	86.11	81.92	82.17	85.02	83.89	82.15	80.75	81.15	74.50	72.56	65.65	65.22	57.56	56.11	54.32	50.96
自由党	11	36	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民主党	6	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自由民主党	-	-	-	30	37	32	29	29	28	30	30	32	24	27	26	27	31	30	27	26
日本社会党	7	6	(左)2 (右)6	9	12	14	15	12	9	8	10	8	9	-	-	-	-	-	-	-
日本共産党	-	-	-	-	-	1	2	1	2	2	2	1	-	1	1	2	1	2	2	2
公明党	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1
公明 公社党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
社会民主連合	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
新自由クラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
社会民主党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民主党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	2	2	2	1	-
国民民主党 (旧)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	3	3	-	-
立憲民主党 (旧)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
国民民主党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
立憲民主党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
諸派	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
無所属	21	9	18	12	1	2	3	5	5	2	3	3	12	11	13	11	6	6	9	10
計	50	51	51	51	50	49	49	49	49	49	49	49	49	49	46	44	44	44	43	43

(2) 投票率の推移

(単位：%)



	S22	S26	S30	S34	S38	S42	S46	S50	S54	S58	S62	H3	H7	H11	H15	H19	H23	H27	H31	R5
全国平均	81.65 (水)	82.99 (月)	77.24 (土)	79.48 (木)	76.85 (水)	71.48 (土)	72.94 (日)	74.13 (日)	69.39 (日)	68.47 (日)	66.66 (日)	60.49 (日)	56.23 (日)	56.70 (日)	52.48 (日)	52.25 (日)	48.15 (日)	45.05 (日)	44.02 (日)	41.85 (日)
山形県	88.18	92.12	86.39	86.60	86.11	81.92	82.17	85.02	83.89	82.15	80.75	81.15	74.50	72.56	65.65	65.22	57.56	56.11	54.32	50.96

(1)

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 山形市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

# ママ世代! 豊かな山形県へ

### 市議4期の経験と実績

だれもが輝けるまちづくり

子育て支援に全力

### 将来世代の人材育成!

子どもたちの教育環境整備/山形独自の人材を育む特別教育/山形の魅力と伝統を次世代に継承/若者のキャリア教育推進

### 安心の地域医療と女性目線の健康支援!

安心できる地域医療体制を構築/高齢者の在宅医療の環境推進/不妊治療の支援と健康保持/発達障がい児の初診待ちを短縮

### 文化とスポーツで豊かな山形へ!

老朽化・未整備のスポーツ施設、文化施設の整備/独自の芸術文化の確立/伝統文化の継承・芸能の育成/県民の創作活動の充実

### 県土強靱化の促進!

高速交通網の不連続性解消と河川管理/防災トンネル事業化促進/山形幹線の機能強化/社会インフラ老朽化の課題克服/豊かな県民生活実現のためのデジタル化推進

- ① **日本一子どもを生み育てやすい県へ!**  
出産世帯への応援給付金制度を創設/子育て支援の地域格差を解消/働く女性への支援/18歳までの医療費全額無償化/貧困と教育格差の解決
- ② **中小企業の稼ぐ力を高める産業振興!**  
山形県ものづくり戦略会議を創設/企業の育成と工業生産額を倍増/企業の県内誘致/関係人口経済圏の創出・拡大
- ③ **豊かな農林業の再生!**  
農産物の品種改良・マーケティングの充実/収入保険加入への支援/観光就業への助成制度を創設/市産材の流通拡大と森林保全/農林業の高付加価値化と人材育成

昭和56年山形市只谷地生まれ・南山形小学校  
第九中学校・山形北高等学校卒業  
平成16年 東北芸術工科大学環境デザイン学科卒業  
平成19年 山形市議会議員選挙(全国最年少で初当選)1期目  
令和元年より 山形市議会議員(4期目)



自由民主党公認  
**か伊藤**  
おり 41歳



# もっと愛ある県政を

まつい プロフィール 昭和51年6月 山形市生まれ(46歳)

- 平成9年~ パリス文化服装専門学校 卒業
- 平成14年 不登校の子どもたちとかかわる 手話を学び習者と交流
- 平成13年~ 不登校支援フリースペース SORA 運営委員
- 平成15年 県内初のフリースクール
- 平成15年~ 若者支援NPOふらっとほーむ共同代表
- 平成31年 困難を抱える若者たちを支援
- 平成31年 山形市議会議員に初当選
- 現在 居場所と学びの場づくりNPOふらっぴ相談役



まつい愛の活動をフェイスブック・ツイッター・インスタグラム等で発信しております。ぜひご覧ください。



### すべての子どもが安心して学べる学校

- ・不登校など、教育から疎外されがちな子どもたちを支援していきます
- ・学校におけるジェンダー平等を進めます
- ・NPOと連携し、校内での居場所づくりを進めます

### 多様性を尊重し、自分らしく暮らせる社会

- ・ひきこもりに悩む当事者や家族の孤立を防ぎ、相談しやすい環境をつくります
- ・障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける支援を強化します
- ・LGBTQ+など、多様な性を生きたる人たちが、自分らしく生きられる社会をつくります

### 映像文化を活用した、新しい価値の創出

- ・フィルム・コミッション機能を強化し、世界から注目されるやまがたをつくります
- ・学校や公民館等に、映像作品を用いた学びの機会を創出します
- ・誰も映像文化に触れられるような環境をつくっていきます

### 社会全体で子育てしていける環境づくり

- ・子育てシニアの推進により、楽しみながら子育てができる体制をつくっていきます
- ・里親制度の広げや、里親の育成や支援を強化していきます
- ・不妊治療への助成を拡充していきます

### 多様な地域コミュニティづくりと活躍支援

- ・NPOや市民活動など、草の根の市民力が発揮できる環境をつくっていきます
- ・若者たちや子育て世代、高齢者など、多様な人たちの居場所づくりを進めます
- ・文化芸術などの活動の拠点づくりを支援し、若者たちのチャレンジを支えていきます



まつい  
あ い

# 物価高騰からくらし応援する県政に

**石川渉プロフィール**  
現在 党常任委員、青田在住  
経歴 1973年生まれ、親の仕事で小4から中1までシンガポールで生活、山形大学1学部卒業、山形大学生協理事、県原水爆禁止協議会理事、県青年会議所副会長を歴任。趣味 ケータイゲーム、家族(子ども3人、妻)

**山形から「岸田大軍拡」の審判を**  
高3までの医療費無料化状況(通院)  
灰地が無料化区域今年度から山形市、山辺町が入院のみ無料と遅れています。県の支援が必要です。  
論戦力ある石川渉さんに仕事をバトンタッチ。押し上げてください。  
県議会議員 渡辺ゆり子

- 消費税は減税、インボイス中止を
- 中小業者支援で最賃1500円に
- 物価高に見合う年金アップを
- 憲法9条いかにした平和外交を
- 高校卒業までの医療費ゼロ。
- 学校給食費ゼロ。保育料ゼロ。子どもの国保税ゼロ。
- 医療・介護・除雪の軽減
- 県の補聴器購入支援制度創設
- 農業、自営業者への振興策
- 交通弱者の通院・買い物支援
- 福祉灯油の継続と拡充
- 小中教員、学童保育指導員、保育士をふやし処遇改善を



日本共産党  
**石川**  
しょう

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。



令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 山形市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

### 一人を大切に! 山形の未来を 創る確かな力!

## 3つ きくち文昭 チャレンジ!!



プロフィール

- 昭和38年10月生まれ
- 平成11年4月山形市議会議員(3期12年)
- 平成23年4月山形県議会議員(現3期)
- 現在) 公明党山形県本部代表
- 山形ボクシング協会会長
- 山形市立鈴川小学校運営協議会委員
- 山形県喫煙飲食生活衛生同業組合顧問
- 隊友会特別会員



### 公明党公認 きくち文昭 ふみあき 59才

#### くらし・健康

- ◇国・県・市のネットワークで物価高対策を進め、県民の生活圧迫を解消します
- ◇奥羽新幹線整備促進と羽越新幹線早期実現で、人口交流活性化を目指します

#### 防災・減災

- ◇最上川流域治水プロジェクトの推進で水害防止に取り組みます
- ◇ハザードマップの周知を促進し、県民の命を守る実効性ある取り組みを進めます

#### 若者・子育て支援

- ◇出産・子育ての無償化を目指します
- ◇観光資源の保護・PRを推進し、インバウンド増加を進めます
- ◇奨学金返済肩代わり支援を拡充し、人材確保に努めます



## 持続可能な活力ある社会を

### 県民所得の向上! 対話する温もりの県政! 若者の県内定着!

#### ★経歴

1952年 尾花沢市市野々(山刀伐峠)の農家三男として誕生

1971年 県職員採用 教育、企画、商工労働、土木など、19年間にわたって県行政に携わった。

1991年 県職員を退職し、山形市議選でトップ当選。以降2位、3位、2位で4期16年

2007年 山形県議会議員に初当選。【現在4期目】

#### ★経歴

総務常任委員会委員、デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会委員、立憲民主党県連代表代行、社民フォーラム県代表、南沼原連合町内会顧問

高橋けいすけ | 検索 | <http://www.keisuke-t.com/>

#### 医療、社会保障(高齢者・子育て・福祉など)の充実

- 「こどもの権利条約」や「こども基本法」を活かした県計画の策定
- 地域医療体制の再構築と感染症対策の強化
- 障がい者の社会参加の促進(支援員の拡充)並びに賃金向上対策
- 地域包括ケアシステムの構築による医療・介護・住居の連携強化

#### 雇用の安定対策

- 商格転換が困難な中小零細企業に対する支援
- 地元企業の育成、新産業の創出による若者の雇用拡大
- 非正規社員の正規社員への転換、同一労働・同一賃金による労働環境の改善
- ILO第1号条約<sup>※</sup>を批准して、「過労死」や「ブラック企業」のない社会づくり(※)ILO第1号条約=労働時間を1日8時間とする1919年の条約だが、日本は未だに批准していない。

- 看護師、介護士、保育士等の処遇並びに労働環境の改善
- 教員の長時間労働の是正による人材確保対策

「今日より明日を豊かに暮らしたい」…しかし、現在の政治の流れは大企業が優先され、人々の不安が一層増すような方向へと進んでいます。

政治の役割は、不安を解消し希望をもって安心して暮らせる環境をつくることだと思います。

その環境づくりに向け、皆さんと一緒に取り組んで参ります。

#### 農業の経営安定対策

- 県産農産物のブランド化の推進、国内外への販路の拡大
- 河川の流下能力向上などによる災害の未然防止策の強化
- ICTやAIなどを駆使した「家族農業」(国連で採択された「家族農業の10年」)の推進

#### 安全・安心の確保

- 脱原発社会に向けて、再生可能エネルギーの普及促進
- 河川の流下能力向上などによる災害の未然防止策の強化
- 防災教育、自主防災組織への支援等による地域防災力の充実・強化
- カーボンニュートラルの視点を踏まえた公共交通網の充実

#### 山形らしい教育の推進

- 「生きる力」を育む探究学習の推進
- 不登校児童生徒への多様な学び場の提供と夜間中開の開設
- 特別な支援を要する児童・生徒に対する支援教育の充実
- 市町村との連携による小中学校給食の段階的無償化



### 高橋 けいすけ 立憲民主党公認

## みんなの笑顔をつくります。 県民本位

身を切る議会改革!!

政務活動費の大幅削減を提言します!

問題続出の政務活動費は税金です!

これまでできるだけ個人負担(私費)で活動してきました。今後も政務活動費の大幅削減を提言して参ります。

政務活動費収支報告書 残余額一覧

年度	吉村議員分(円)	残余額平均(円)
令和3年度	290万2千円	89万5千円
令和2年度	297万5千円	92万5千円
令和元年度	276万3千円	72万9千円
平成30年度	227万2千円	60万5千円
平成29年度	248万7千円	60万円

- #### 今後の取り組み
- 光熱水費や物価高とコロナによってダメージを受けている中小企業の支援を提言します。
  - 賃金上昇や就労環境を改善し「ふ厚い中間層」を作っていきます。
  - 生産費増に苦しむ農業を支援し、農業県やまがたを強力に推進して参ります。
  - 吉村知事の「子そだて費用の段階的無償化」に賛成し子そだて世代の負担を軽減し、少子化に歯止めをかけて参ります。
  - 経営の厳しさを増している福祉施設を支援し高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。



### 吉村 かずたけ よしむら

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 山形市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

### 大胆に! 力強く! 女性の声を県政に!

山形をもっと元気に!

- 1 **やまがたを 活かす**  
特性や強みを活かしてPR下手の山形県を一步前へ。  
●オリビアン育成 (倉内スケート場新設など)  
●国際観光都市整備 (インバウンド対応促進)  
●農林業の次世代育成 (先端技術の導入で新規就労支援)
- 2 **やまがたを 育てる**  
望む未来のための予算配分・子育て支援、特化した食文化支援で、キラリ光る山形県へと育てます。  
●教育費の無償化  
●行政のスリム化と財政の見直し  
●食文化・伝統野菜や新作物の振興
- 3 **やまがたを 守る**  
「だれ一人取り残さないやまがた県」を創ります。  
●女性・子どもへの貧困支援  
●公営FPDバンクをつくる  
●コミュニティを元気に住みやすい地域に

プロフィール 諏訪洋子(すわまよこ)  
元山形市議会議員/山形中央高(僚友同窓会)前会長  
[義姫の会]代表(歴史のまちづくり・東北6姉妹)主催  
地域を元にする会長(市民外国語ガイド育成)  
山形県女性起業家ネットワーク(女性ゆめネット)会長  
山形市清住町内会女性部長  
ライオンクラブ地区FTWコーデネーター(小児がん支援)  
1963年3月23日 卯年生まれ 年女  
[山形中央高等学校卒/尚絅女学院短期大学英文科卒]

すわまよこ ホームページ

### 日本維新の会 公認



# すわま 洋子

コロナ後の山形をどうするか? 激変した意識、生活様式、仕事のスタイルを背景に、進む少子化・物価高騰の中でも持続力を備え、キラリ光る山形の未来を創ります。時代の変化に応える新しい声を、山形県政にしっかりと届けます。

- スピードスケートオリビアンズの灯をつなぐ!
- 国道112号山形南道路の整備促進!
- 蔵王樹氷を世界遺産に!

今を守り、未来を育てる「やまがたSDGs」

## 市民の想いを県政へ 夢をかたちに!

これまで、様々なことに取り組んでまいりました!

- 市内への「道の駅」設置を提言(市議時)→蔵王上山IC付近に工事中
- 子供たちや市民の皆様のご協力をいただいた「日本一の芋煮会フェスティバル」大鍋更新を提言(市議時)→平成30年3代目「鍋太郎」がデビュー
- 山形県における公金管理の効率化・増収化を提言  
→企業局保有現金の債権運用開始により増収の見込み(10年間で約3.6億円)
- グリーンエネルギー水素の活用を積極的に提言中(継続中)
- 県民の安全安心に向けて、画像・動画による110番通報を議会で提言  
→令和4年10月~全国運用されたシステムをPR中

### あなたと 未来の山形を 創る!

略歴

昭和45年1月/山形市千歳生まれ  
昭和60年3月/山形市立第四中学校 卒業  
昭和63年3月/山形県立山形東高等学校 卒業  
平成 4年3月/慶應義塾大学法学部法律学科 卒業  
平成 6年3月/慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程 修了  
平成15年4月/山形市議会議員初当選 33歳 以後連続4期  
平成31年4月/山形県議会議員初当選 49歳

現在/山形県議会議員1期目 53歳



# 遠藤 謙

これからの山形創造に向けて県と山形市の連携強化を!

- 山形市と連携して山形市内の公共施設の再配置
- 中心市街地の再興、山形駅前再開発の促進
- 鉄道・インフラの土地利用政策・産業振興政策への積極活用
- 医療・介護・子育て・福祉と生活インフラを担う産業での人材確保・育成
- 災害に強い県土づくり
- ゼロカーボンシティに向けた水素エネルギーの利活用促進

## 子どもたちの未来のために!

- 1 **少子化・人口減少問題解消のモデル県へ**  
出会い・結婚・妊娠・子育て、安心して子どもが健やかに成長できるやまがたへ移住・定住・交流・関係人口の拡大と魅力ある観光地づくり  
育児・保育の負担の軽減(出産支援金増額等)と働きやすい職場づくり/女性の賃金向上と若者・女性の県内定着促進/スポーツ・ミュージックツウリズムによる地域興し
- 2 **豊かで美味しい山形の農・産業** 山形ならではの地場産業の推進・やりがいのある農業へ  
不安定な国際社会・経済環境から「県民の食」を守る/土地改良事業の推進/県産農産物の更なるブランド化/やりがいと収益力向上による後継者・若者就労者の促進
- 3 **活気ある安全な街** 災害に強い街づくりの整備 交通ネットワークの充実強化  
山形南道路の早期着工・東原村木沢線、旅籠町八日町線街路事業整備促進  
山形新幹線フル規格化/仙山線の高速化/須川等河川改修(流下能力向上等)の促進  
歩道整備による安全・安心の歩行空間の整備/県庁舎の中心市街地への移転道の駅整備支援/中心市街地活性化

- スポーツ・文化芸術に親しむ環境の推進  
県立博物館移転整備/スポーツ施設整備(武道館・体育館・スケートリンク・プール等)/スポーツ振興と競技スポーツの強化/県指定文化財「打碁」馬場整備
  - 質の高い教育環境の推進  
首都圏大学との連携強化/学習環境の整備
  - 高齢者・障がい者にやさしい福祉のまちへ  
高齢者(地域包括ケアシステム)充実支援/障がい者賃金の向上/障がい者の就労・社会参加の拡大
  - 戦略的なエネルギー政策の整備・促進  
再生可能エネルギーの供給基地化/分散型エネルギー資源の開発と普及/再生可能エネルギーを通じた産業振興
- あなたの声を県政に。



# 奥山 せいじ

自民党公認

プロフィール

- 昭和34年 山形市生まれ
- 令和3年~4年 山形県議会 副議長
- 十小・三中・山商(野球部)卒
- 山形県議会議員
- 国土館大学政経学部(野球部)卒
- 山形県スケート連盟会長
- 新聞善久県議秘書を17年間務める
- 自由民主党山形県山形市第五支部支部長

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。



令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙 山形市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会



## 梅津 ようせい

### 安心・安全な 山形に！

コロナ後の社会を構築する時がいよいよやって来ました。県都山形市の強みを活かし、新しい山形をつくる好機です。  
初選から2年2か月。まだまだやらねばならないことがあります。引き続き全力で取組んでいきます。皆様の力を梅津ようせいに託してください！

#### ① 人づくりこそ地域づくり

(県都山形市から人づくりの大きなねらいを！)  
何をしても人が基本。人材を育てることが地域や国をつくることにつながります。スポーツや文化を軸に人づくりのための政策に取組む！

#### ② 災害に強いまちづくり(防災)

飯田、東沢、成沢、片谷地、中野地区など、土砂、河川災害への備えをさらに強化し、各地区での具体的な避難計画の策定で命を守ろう！

#### ③ 「食料生産地」の確立と 林業再生・活性化(農林業)

水張り問題など農業をタメにする制度を改めさせ、小麦そば、大豆などの研究投資を強化。林業の川下政策(住宅政策等)をさらに充実させよう！

#### ④ 新型コロナ後の社会へ (産業基盤強化と観光振興)

デジタル化に乗り遅れないよう基盤を全面バックアップし、蔵王・山寺などへのインバウンド復活による賑わい創出政策を強化しよう！

#### ⑤ 多様な社会は強く、 豊かな社会

子ども、高齢者、障がい者、引きこもらざるを得なくなった方々、LGBTQ等全ての皆様が生きやすい社会の実現を目指します。



PROFILE		主な役職	
〈略歴〉山形市飯田在住 S42.2生	H22.11 鹿野道彦農林水産大臣秘書官(政務)	◆広報・広聴委員会副委員長、私学振興議員連盟世話人	
山形市立蔵王一小、蔵王一中、山形東高卒業	H28 舟山康江参議院議員 政策秘書	◆山形県行政書士会山形支部幹事	
H2 慶應義塾大法学部卒業	R3.2 山形県議会議員 初当選	日本防災士会山形県支部長(山形県防災士会会長)	
H6~22 防衛省防衛政策課等勤務、外務省生物・化学兵器禁止条約室長			

# 投票日 4月9日(日) 午前7時から午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

**期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで**  
**期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで**

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

- ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。  
投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。
- ◇親子で投票所に行きましょう。  
まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。
- ◇入場券をお持ちください。  
投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出てください、ご本人と確認できれば投票することができます。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 米沢市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

旧統一教会の影響を強く受ける自民党が  
(選挙支援と引き換えに政策協定など)

日本国憲法を変えようとしています!  
(4項目の改正、追加)

なかでも緊急事態対応を強化するための  
「緊急事態条項」が法律化された場合

深刻な人権侵害を繰り返すことになり、憲法が  
主権が損なわれ回復が困難となるおそれがある  
日本弁護士連合会の日本国憲法に緊急事態条項  
(国家緊急権)を創設することに反対する意見書より抜粋

過去、緊急事態条項(国家緊急権)を適用した実例  
ナチスドイツの独裁政権

○憲法を改正しなくても個別の法律で対応できる!  
○自然災害についてはすでに高度な法整備がされている!

国民投票 になった場合、憲法改正に賛成か反対かの  
二者択一になります。

反対票を投じなければ、緊急事態宣言が発令された途端  
わたしたちには選択の自由がなくなります!  
自民党政治にNo

### 取り組みます

#### 地域経済活性化

- ・一次産業への支援強化
- ・地産地消で地域循環型経済

#### 子育て支援

- ・入学準備金全世帯一律支給
- ・産休育休時の収入補填

#### 高齢者支援

- ・総合診療科の設置、認知症病棟  
の増設、在宅介護の支援等で安心  
できる医療体制

#### 議会改革

- ・議員報酬定数の削減
- ・公開事業評価

戦争反対!  
息子を戦地に  
行かせたくない!

消費税は  
今すぐ減税!

原発は  
いらぬ!

放射能処理水  
海洋放出反対!

立候補のごあいさつ



無所属  
みな  
がわ  
皆川  
まさき  
53歳

皆さまのお役に立ちたいと思い立候補致しました。  
男女共同参画社会基本法が施行された後、全国的にみても  
山形県議会には女性議員が少いのです。(39名の内わずか2名)このことは  
お金がかかる選挙制度の問題、組織や支援団体がなく、ふつうの女性には  
なかなか立候補に踏み切れないことに起因するのではないのでしょうか。  
また、選挙で「組織票」をもらうという支援を受けるた場合、当選後は必ず  
見返りがつきます。わたしは一切のしがらみがありません!  
トップダウンの政党議員とは一線を画し、地域を第一に考えた提案、議決等、  
声をあげ、女性の声を議場に反映させて参ります。

## 県政を前へ! 一途に実行。

●日本国 県 米沢 向上のために 武士道精神「仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌」

### 仁 持続可能な地方をつくる

日本に地方があるからこそ、いろんな意味で日本国土が守られています。その地方が危機にあります。人口減少問題は特に地方に影響が大きく、「持続可能な地方」にすることが最大の課題であると考えております。人口動態から、今後数十年は人口が減少することが確実な国・日本そして山形県です。だから何をやっても無意味、ということではありません。むしろ、「やりがいがある」とし、難題に果敢に挑戦しなければならぬ、との思いです。

人手不足はあらゆる業種、業界におよび、その対処としてデジタル化が必要です。さらに、もとより地方とともにあった郵便局の活用など、あるものを活かすことも重要です。

皆様とともに考え、衆知を集め、政策立案し、果敢に実行していく。そういった大きなデザインをするのが政治家の役割であり、その政治家像を引き続き目指して取り組んでいきます。

### 義 強い議会をつくる

### 礼 安全保障としての農林水産業をつくる

### 智 教育県・山形県をつくる

### 忠 未来ある産業をつくる

### 信 強靱化した県土をつくる

### 孝 老いも若きも、障がいがある人もない人も 誰もが参加できる地域をつくる

### 悌 女性の活躍をつくる すべての子どもへ光をつくる



自由民主党公認  
しぶ  
ま  
澁間  
かすみ

## 常に対話・調査・質疑を重ねて郷土創生に取り組む!

夢、第6章へ...

迷わず行きます!

木村忠三 6期目

4つの目標



きむら  
ちゅう  
そう  
木村  
忠三

#### 安全で安心して暮らせる環境整備

- 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

- 災害に強く、安全な地域づくりのための県土強靱化

- 再生可能エネルギー導入拡大とエネルギーの地産地消の推進

- 災害と緊急対応に強い交通網の強化実現

- (仮称)新板谷トンネル(庭坂〜関根)建設整備の促進

- 地域鉄道網の維持、活性化

- 万世橋成島線 国道1221号線(米沢〜喜多方)などの道路整備 高規格化の実現

#### 子育てと教育、医療福祉の体制づくり

- 子育て環境の整備、支援強化

- 魅力ある県立高校の将来構想の推進

- 安心して暮らせる医療体制、介護環境の整備

#### 農業水産業と地域産業の振興

- 農業を起点とした産業・雇用創出と移住定住策の推進

- 米沢牛など県産農産物の更なるブランド化と発信

- ものづくりのまち米沢の再生と機能強化

- スタートアップ支援を始めとする企業等の新たな取組の支援



令和5年4月9日執行

山形県議会議員選挙

米沢市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会



県政一徹

出来ないからこそ、できることがある!

## HOP [みらいっくひとづくり] STEPの提言



### Dream I 生活を支える「やさしい」政策

電気料金の値上げは、県民全体に大きな負担です。現在、政府による補助があるものの期限があるため、支援策延長と本県独自の支援案を提言します。



### Dream I 災害に強いまちづくり政策

毎年、頻りに発生する自然災害。米沢市も昨年の豪雨災害を教訓にしなければなりません。市民・県民の皆様が、安心・安全に暮らせる「強いまち」を創り上げます。



### Dream II 米沢市に「県立中高一貫校」

本県に必要なのは、「国際的感覚」を持った子ども達を育成する学び舎です。それをできるのは、置期に計画される中高一貫校であり本市設立を目指します。



### Dream III 米沢トンネル整備加速化

防災機能向上への山形新幹線「米沢トンネル」整備。計画まで5年、完成まで15年の月日を要する大事業。早期実施こそが、経済・観光・物流に光を与えます。



自由民主党公認  
あいた  
相田みつてる

49歳

●東北福祉大学卒業 ●米沢東高校男子一期生 ●米沢養護学校/適応指導教室勤務 ●元米沢市議会議員(2期)

f YouTube 相田光照 検索

# 投票日 4月9日(日) 午前7時から午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

## 期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで

## 期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

### ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

### ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

### ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、ご本人と確認されれば投票することができます。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 鶴岡市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

### 鶴岡の声を届け、命と平和を守る



せき  
**関とおる**  
日本共産党

初当選から約8年、歴代自公政権の増税と医療・介護・福祉切り捨て、雇用と賃金破壊、農業・中小企業つぶしの政治とまきばり対決、県民の声を県政に届けてきました。自民・公明がすすめる「戦争する国づくり」、暮らしを破壊する大軍拡を許すわけにはいきません。みなさんのお力で再び県議会へ送ってください。

#### 新しい県議会に提案します

- 介護、国保税の負担軽減
- 学校給食費の無償化を
- 医療・介護・福祉で働く人の増員、賃上げを
- 中小企業、農林漁業の振興を柱に
- 若者・女性が働きやすい職場づくりを
- 教員を増やし、行き届いた教育を

#### 物価高騰から暮らしを守ります

- 消費税は5%に戻し景気回復を、富裕層と大企業優遇の税制の見直しで財源を確保
- 中小企業支援で最賃1500円を
- 物価高に見合った年金アップを
- 憲法9条を生かした平和外交を

#### 鶴岡から「岸田大重振ノ」の審判を

- 1960年三和町生まれ、長者町在住。
- 朝陽一小、第三中、鶴岡西高、文教大卒業。
- 区内医療生協(就職)、山形県労連副議長。
- 一小、三中、中央高校、南高校、PTA役員など歴任。
- 鶴岡市議3期、県議2期。



### 県政に届けよう つるおかの声を!



今野  
**みな子**  
63歳

#### テーマは「家族の幸せ」

- \*鶴岡市の課題を県施策に反映させ、そのための声をあきらめず届けます。
- \*障がいのある方、介護を受けている方、がん患者等ご本人及び、そのご家族の方を支援します。
- \*性的マイノリティの方も、発達障害のある方も、すべての方の、それぞれの人生を大切にできる社会を目指します。
- \*教員の多忙化解消を訴え、改善を推進していきます。
- \*日治道の活用や、月山道、羽越線などが便利な交通アクセスとなるよう推し進めます。
- \*バス・タクシーなど二次交通の利用拡大を推進します。
- \*女性の賃金向上、障がい者の賃向上など障がいの有無にかかわらず、働く人の生活安定に努める施策を粘り強く訴え続けます。
- \*合唱・芸術等の文化及びスポーツ文化の発展に努めます。
- \*海・山・里の恵を残し、それぞれの食の文化を発信し活性化を図ります。



今野みな子プロフィール  
鶴岡市山王町生まれ  
日本女子大学大学院修士課程修了  
元中学校教員  
鶴岡市議会議員 二期  
山形県議会議員 一期  
文教公安常任委員会 副委員長  
生涯健康・子ども支援対策特別委員会 委員長  
政務活動費検討委員会 副委員長

### 最優先! 物価・エネルギー高騰対策!

●各種産業・個々の生活を守る施策、即実行! ●所得UP等好循環を構築!

**農林水産業・地域産業の活性化**

- 担い手不足対策、ICT活用、更なる農地集積・基盤整備等、持続可能な農業のための施策を推進します。
- 水産業は需要・収量減。大胆な活性化策を推進します。
- 林業はエネルギーとしても注目。流通網整備や地産地消を進め地域活性化につなげます。

**子育て世代への支援拡充・若者が活躍する場の確立**

- 妊娠前から子育て期の一貫した支援拡充、国県市一体となった医療費等各種無償化策を進めます。
- 若者世代・子育て世代が元気に活躍できるようにソフト・ハード両面からの環境整備を推進します。

**観光業の更なる発展・地域経済の活性化支援拡充**

- 地域資源、特に自然や郷土の営みも活かした交流人口・関係人口の獲得策を進めます。
- コロナ禍後のインバウンド需要への対応を先手で行います。

**地域コミュニティの活性化・ソフト・ハード災害対策強化**

- 昭和50年代から取り組む本市の強固な自治組織体制に対して県の支援拡大に取り組みます。
- 河川・海岸・土砂等災害対策・整備等を進めます。

**地域医療提供体制の更なる整備推進**

- 急性期病院荘内病院を核とした南庄内医療提供体制の確立に取り組みます。
- 医師、看護師等医療人材の不足対策を前進させます。

**☆石塚慶プロフィール 45歳・新人**

- ◇昭和53年1月8日生まれ
- ◇鶴岡市立三瀬小学校、豊浦中学校、山形県立鶴岡南高等学校を経て関西大学経済学部経済学科卒業
- ◇平成12年 株式会社バンダイ入社
- 平成23年 鶴岡へリターン三瀬地区自治会事務局長
- ◇平成29年 鶴岡市議会議員初当選以降2期連続当選 産業建設常任委員長/広報公聴副委員長等歴任
- ◇国土交通省克営体制づくりアドバイザー(H30~)
- ◇家族構成:両親・妻・長男(大学2年生)・長女(高校3年生)・次女(小学3年生)

**生活基盤・産業基盤の早期整備促進**

- 高速道路、空港、鉄道、鉄道の早期整備に取り組みます。
- 住民に密着した地域公共交通網の整備を進めます。

**教育・文化・スポーツ振興の推進**

- 中高一貫校での鶴岡らしい特色ある教育提供と市内全域の教育水準向上を目指します。
- 県遊休施設を教育・スポーツ施設として活用します。
- 総合型地域スポーツクラブの活性化を目指します。



いしづか  
**石塚 けい**  
自由民主党公認

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。



令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 鶴岡市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

### 誰もが幸せで、未来に希望が持てる地域づくり

- ① 子育て世帯への支援充実
- ① 高齢者や障がい者など、誰もが活躍できる環境の整備
- ① 暮らしに直結する生活インフラの整備
- ① 局地的な大雨、降雪や地震による津波などへの万全対策
- ① 冬場の除雪(排雪、雪下ろしなど)にかかる支援
- ① 高速交通網の早期整備による全国とのネットワーク構築
- ① 商工観光業の振興
- ① 農林水産業の所得向上と担い手確保
- ① 世界に誇る人材を育成できる教育環境の構築
- ① 四季折々の豊かな自然の中で育まれた食文化や伝統的な祭り、職人技といった全国に誇れる文化を守り、受け継ぐ

### 全力投球

**●プロフィール**  
 昭和41年 4月14日 鶴岡市本町二丁目生まれ  
 昭和54年 3月 鶴岡市立朝陽第一小学校 卒業  
 昭和57年 3月 鶴岡市立朝陽第二中学校 卒業  
 昭和三十九年 3月 山形県立鶴岡南高等学校 卒業  
 平成元年 3月 立教大学法学部法学科 卒業  
 平成25年10月 鶴岡市議会議員 当選(計3期9年)

**●勤務歴**  
 株式会社三和銀行(第三支店) 勤務  
 有限会社三和銀行 代表取締役  
 鶴岡商工会議所 専務理事

**○議会**  
 鶴岡市議会 議員  
 新政クラブ 団長  
 予算特別委員会 委員長  
 産業建設常任委員会 委員長

**○その他**  
 鶴岡地区野球連盟 常任理事  
 田川地区ソフトボール協会 副会長  
 学校法人鶴岡城南学園 顧問  
 鶴岡南高等学校 学校評議員  
 山形県立鶴岡北高等学校 学校評議員  
 鶴岡市景観審議会委員



すがひろ  
**すがわら 一浩**

すがわら一浩のホームページはこちらから  
<https://www.s-kaz.com> SEARCH



佐藤  
**まさつぐ 佐藤**

### 未来輝く山形創造

人口減少の加速やグローバル化の進展、災害の頻発・激甚化、さらに新型コロナウイルス感染症の蔓延など、社会・生活は大きく変化しており、新たな対応が求められています。私、佐藤正胤は、今をしっかりと見とめ、未来を的確に見据えて、活力ある鶴岡市・山形県の創造を目指します。

### 「未来輝く山形創造」

#### 三つの目標

- 一、人づくり  
未来を担う人材の育成
- 二、産業づくり  
魅力ある産業の振興と経済の活性化
- 三、社会基盤づくり  
安心・安全に暮らせる社会づくり

### 三、社会基盤づくり

- 国土のバランス良い整備・発展
- 高速交通体系の整備促進
- 年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず多様な社会参画の促進

鶴岡・山形でなければ実現できない、心豊かで人と人がつながる生き生きとした暮らしを目指します。そのために、皆さんの声を聴き、話し合い、皆さんができること、地域ができること、そして、行政がやるべきことをしっかりと捉え、ひたむきに力強く県政に反映させて参ります。

### — やまがたの明日をつくる — 意見を伝えて進めよう!



高橋  
**たかし 高橋 じゅん**

山形県議会議員に初当選して以来、新型コロナウイルス感染症や多くの自然災害、地域の暮らしに関する様々な課題に耳を傾け、幅広い分野での政策や要望が実現につながりました。引き続き、県民の生活向上と地域経済の活性化を目指し「考動」と「行動」を行います。

山形の未来をひらく3本柱！

ひとづくりに

- 次世代を担い地域を支える、子どもたちの未来に向け、学校教育の充実と、元氣と感動を与える文化・芸術・スポーツ振興
- 人手不足等が懸念されている中、多様な人材が活躍・希望が持てる環境づくり
- 山形県経済の好循環を実現するため、労働者の賃金・生活向上と若者などの県内定着・移住定住の促進

まちづくり

- 農林水産業及び産業経済の振興・活性化のため、スマート農業・林業・DX等の展開を図り、競争力のあるものづくり産業の形成の推進
- 激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、「やまがた強靱化」の推進と高齢者等にやさしい交通対策

新たな観光需要の開拓と観光地域づくりの推進

暮らしづくり

- 県民が幸せを実感できる、結婚・出産・子育て環境の充実と、健康長寿・福祉等の環境整備
- 地球温暖化を防ぐ脱炭素社会の実現に向け、県民への機運醸成と再生可能エネルギーの促進、環境負荷軽減などの推進

● 貧困や孤独・孤立等の問題に対応し、社会全体で支え合う地域づくりの推進と多様な社会参加・就労の促進

- 高橋じゅんプロフィール
- 昭和四十二年生まれ 五十六歳
- 渡前小学校・藤島中学校・庄内農業高等学校卒業  
 昭和六十年 藤島町農業協同組合入組主任(たがわ農業協同組合)  
 平成二年 本所企画管理部 総務課長  
 平成三年 金融事業本部 信用部 審査相談課長  
 平成五年 農林中央金庫本店出向  
 (Aハンス企画推進部・岡山支店Jハンス統括部)  
 平成九年 金融事業本部 信用課長  
 平成十二年 山形県議会議員初当選 文教公安常任委員長等歴任  
 家族・父母・妻・長男二男・長女  
 趣味・スポーツ全般、釣り、地元酒造「アメン」蔵  
 ※創道教士七段、田川地区創造連盟顧問、藤岡剣友会・遷喬進地所長、庄内農業高等学校創道部OB会長

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

酒田市・飽海郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会



## 子供達が誇れる庄内を一緒に作ろう!

### 健康アップ↑

#### 1. コロナ対策

ワクチン後遺症の救済処置と小学生以下の接種見直し。

#### 2. 鳥海山・飛鳥ジオパーク

美しい景観を損ない、健康被害が懸念される酒田、遊佐沖の洋上風力発電を見直す。

#### 3. 生産者と消費者を守る農業政策

米価2倍の価格を要求する。無農薬、脱化学肥料への転がり。オーガニック給食、地産地消の推進。

### 8つの公約

#### 生きがいアップ↑

4. フリースクールを作るように法改正  
学校教育、偏差値、点数主義からの脱却の為、少人数体制への転がり。

#### 5. 青年センターの復活

幸せになる結婚教室♡  
DIYリフォーム教室 他

### 所得アップ↑

6. コロナで閉塞した経済、売上げが落ちた企業を倒産させない緊急支援  
返済期限3年の延長、材料原価高騰の差額援助。

#### 7. 不動産関連の規制緩和

都市計画法の改正、中心市街地の一方通行を対面通行にし、駐車場を設ける。固定資産税の見直し、空き家解体補助金を増額する。

#### 8. 庄内を「アイアンマン」トライアスロンの本拠地に

経済効果は約3億円。コロナ後、庄内の魅力を全世界に発信する。

### プロフィール 今井 和彦

昭和33年9月19日生(64歳)、会社経営者、山形県倫理法人会庄内地区長、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会副会長、向酒田地区代表理事、酒田市空き家等ネットワーク協議会会長、酒田市都市計画審議委員



# 今井和彦

## 夢を創る!!夢をかなえる!!!

## 森田ひろしが考える8つの政策!!



### 森田ひろしプロフィール

昭和49年 駒澤大学卒業  
平成3年 内閣府議員加藤第一秘書就任  
平成11年 山形県立庄内農業高等学校卒業  
平成17年 自由民主党山形県支部連合会政調会長  
平成19年 県議会議員初当選  
平成20年 県議会議員再選  
平成24年 自由民主党山形県支部連合会幹事長就任  
令和2年 野田こころプラス経済生活特別委員会委員  
令和3年 商工労働観光常任委員会委員  
令和4年 文教公安常任委員会委員



# 森田ひろし

自由民主党公認

### しっかりコロナ対策! 命と雇用を守ります

1. 命と健康を守る!感染症対策と医療基盤の強化  
・感染拡大時に備えた療養施設の整備  
・医療人材を確保できる仕組みを構築  
・人流抑制や医療資源確保の強化

### 2. 感染対策と経済活動の両立支援

・手指消毒など基本的な感染予防の呼びかけ  
・実状に即した検疫機強化でウイルス罹患を防ぐ  
・月次支援金、事業再開補助金、無利子無担保融資等の支援  
・すべての宿泊業や関連産業にGOTOトラベル2.0を推進

### 備えが大事! 安心して暮らせる地域を!!

3. 医療・介護・社会福祉の充実をはかります  
・現場の処遇を改善し、人材の定着確保を進めます  
・健康寿命を延ばす、地域や民間の取組を支援します  
・人生100歳超に備えた「労働者皆社会保険」を進め、給付格差解消を目指します

### 4. 防災・減災・国(県)土、強靱化を進めます

・「最上川」中流上流緊急治水対策プロジェクトを受け、地域強靱化を推進します  
・「防災・減災・国土強靱化」投資を推進します

### 経済再生! 更なる地域活性化を!!

5. 担い手が希望をもてる農林水産業を振興します  
・生産効率をアップする基盤整備を促進します  
・スマート農業、次世代型農業を振興します  
・わか地域を日本海漁場を守ります

### 6. 人口交流の回復を強力に進めます

・地元の観光資源を支援し域外へのPRを進めます  
・酒田港の再エネ拠点化と機能強化を促進します  
・庄内空港の滑走路延伸・5便回復・チャーター便誘致を目指す  
・国道47号高速化及び日本海沿岸自動車道の整備に積極促進  
・遊佐・酒田の【道の駅】を地域と共に進めます

### 育む未来! 笑顔あふれる地域を!!

7. 子ども・子育てを支援します  
・病児、病後児、学童保育を拡充します  
・子育て世帯の生活費支援を促進します  
・健全な教育現場を監視、保全し続けます

### 8. 若者がUターンしたくなる地域をつくります

・5G早期展開やデジタル・インフラの整備を促進します  
・看護師・介護士・幼稚園教諭・保育士などの賃金格差是正  
・地域の再エネ・グリーン新産業を育成支援します  
・移住者受け入れ環境を早急に整備します

## 豊かな未来へ 地域のために!!

## 地域・県・国のパイプ役として、引き続きがんばります!

### 陸・海・空のインフラ整備

- ▶ 高速道路、地域高規格道路の整備促進
- ▶ 道路施設の老朽化対策の拡充
- ▶ 羽越本線、陸羽西線の機能強化・高速化に向けた取組み促進
- ▶ 港湾と港湾施設の機能強化
- ▶ 庄内空港の運航・設備の充実

### 安心、安全生活の支援

- ▶ 地域医療、福祉の充実
- ▶ コロナをはじめとする感染症への対策・対応
- ▶ 少子化対策に向けた社会全体で支える子育て環境の整備と充実
- ▶ 交通弱者対策への支援とシステム拡充

### 産業、経済活性化への展開

- ▶ 農林水産物の生産性向上と販売促進
- ▶ 産業人材の育成、確保と地元就職への取組み強化
- ▶ 地域中小企業、事業者への支援
- ▶ 洋上風力発電をはじめ再生可能エネルギー基地としての取組み強化

### 移住、定住、交流人口の拡大

- ▶ 移住、定住の更なる推進と支援強化
- ▶ 広域観光連携の推進
- ▶ ウィズコロナ、ポストコロナへ対応したインバウンド客・クルーズ船受入れ強化

### かじわら 宗明の歩み

昭和33年2月21日生まれ、65歳  
昭和51年 3月 山形県立庄内農業高等学校卒業  
昭和58年 4月 酒田市連合青年団団長  
平成21年11月 酒田市議会議員当選(3期)  
平成31年 4月 山形県議会議員当選(1期)  
令和2年 3月 文教公安常任委員会副委員長  
令和3年 3月 建設常任委員会委員長  
令和4年 3月 農林水産常任委員会副委員長  
まちづくり・交通インフラ対策特別委員会委員長



# かじわら 宗明

自民党公認

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。



令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 酒田市・飽海郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

**「安田バイパス」の早期完成へ**

●一級建築士  
●一級造園施工管理技師  
●被災建築物応急危険度判定士  
昭和31年6月25日生

昭和54年3月  
●北海道科学大学(建築工学科)卒業  
昭和55年4月  
●山形県庄内経済連入会  
平成4年1月  
●石黒党建築環境デザイン研究室設立  
平成15年4月  
●平田町議会議員当選  
平成17年11月  
●酒田市議会議員当選【2期】  
平成23年4月  
●山形県議会議員初当選【3期】  
平成30年10月●立憲民主党  
山形県総支部連合会代表

**外航クルーズ船誘致拡大**

●自然災害に水たまりを溜めず、排水設備の充実  
●安心安全な水道供給事業確保に向けた広域化の実現  
●離島「飛鳥」の振興に向けた支援強化

**庄内空港の滑走路2,500m延長**

●日治道・新庄酒田道路・安田バイパスなどの早期完成  
●酒田港カトリックコンテナ埠頭の早期完成  
●庄内空港滑走路2,500m化および国際線化へ  
●自然災害に水たまりを溜めず、排水設備の充実  
●安心安全な水道供給事業確保に向けた広域化の実現  
●離島「飛鳥」の振興に向けた支援強化

**「つや姫」「雪若丸」販路拡大へ**

●外航クルーズ船誘致、定期チャーター便、J.R.民間交通の連携による観光立国山形の確立  
●ゼロカーボン山形2050宣言に基づく再生可能エネルギー推進と拠点化

**持続可能な地域医療の確立**

●日本海ヘルスケアネットの充実強化と地域医療の確立  
●農福連携・工福連携による障がい者自立支援の強化  
●防災・減災対策の確立に向けた防災教育の充実強化  
●高齢者・女性・子どもと弱者への犯罪抑制、交通事故対策、特殊詐欺防止などへの対策強化

**東北公益文科大学の公立化の実現**

●子育て費の無償化の実現  
●教育環境のデジタル化推進と心の教育の充実  
●東北公益文科大学の公立化の実現と機能強化  
●SDGsを実現する次世代の育成

**庄内の大地・未来を 守り抜く!**

3 やまがた新産業づくり  
4 強靱な県土づくり  
5 高速交通網・空港・港湾の整備推進!

立憲民主党 公認

水道事業の広域連携・強化  
酒田港の機能強化  
「飛鳥」の振興支援  
高速道路網の早期開通

http://www.isiguro.net/



**立憲民主党公認**

## 石黒さとる

66歳

# 安心して暮らせる山形へ!

**1 いのちを守る 防災・減災!**

命と財産を守るために、防災・減災の対策は急務。治水河川整備の計画的な推進と広域的連携、避難所の整備と訓練、防災人材の育成を目指します。

**2 あたたかな子育て支援!**

コロナ禍の中で、社会的に孤立しない、社会全体でのあたたかな子育て支援と子育て費用の段階的負担削減。貧困対策や女性が働きやすい環境づくりを目指します。

**3 活気ある地域づくり!**

新型コロナウイルス感染症に、経済産業の活性化、観光文化・スポーツの振興、遊佐一道の駅の整備推進や、県内唯一の離島「飛鳥」の魅力向上を目指します。

**4 介護・福祉・医療の充実!**

高齢になっても自分らしく暮らし続けられる地域を築き、介護家族の支援、医療的ケアケアの家族支援等、ともに支え合える社会を目指します。

**5 高速交通網・空港・港湾の整備推進!**

物流・人流の高速交通網の整備促進、災害時の緊急輸送路としても重要。日本海沿岸東北自動車道、新庄酒田道路の整備促進、庄内空港、酒田港の振興、機能強化を目指します。

**江口ようこプロフィール**

1960年(昭和35年)生まれ/酒田市亀ヶ崎在住

【略歴】  
酒田市立酒田中央高等学校卒業  
和光大学人文学部文学科卒業  
東北公益文科大学大学院修了(平成22年 女性学)  
庄内情報プラザ勤務(20年間勤務)  
庄内地域子育て団体事務局長(東北公益文科大学内)  
令和3年酒田市議会議員選挙にて4期目当選


【家族構成】  
夫、娘3人は独立(在宅介護13年経験)

【地域活動】  
酒田市立亀城小学校 元PTA会長  
酒田市PTA連合会 元副会長  
亀城学区社会福祉協議会 元副会長  
元山形県家庭教育アドバイザー  
山形県防災士会理事  
庄内女性防犯ネット共同代表  
保護司、更生保護女性会会員  
食生活改善推進員



## 江口ようこ


えぐち



## 対話と実行

魅力ある郷土をつくる!!

# 現場の声を県政に! 庄内を孤立させない取組み



## ひたとし

**安心できる暮らしを!**

- 未就学児の児童発達支援、就学後のサービス等の障害児通所支援を強化します。
- 不妊治療と出産費用の支援を拡充します。
- 物価上昇に追いつかない年金給付と年々膨らむ保険料の抑制策

**地域人材の育成!**

- 東北公益文科大学の公立化に合わせて、産業技術短大酒田校の機能を強化し、若者が地元で工業系・土木系の技術を習得し、地元企業が望む人材を育成する、地域循環型社会の構築を目指します。
- 酒田・遊佐に県営のドームスタジアム、人工芝の屋内球場等、県営の体育施設の招致を。

**酒田港のさらなる振興策を!**

- 酒田共同火力発電所の再構築への積極的な支援
- 30年先を想定した洋上風力の漁業振興策と地域振興策、漁業者と町民の不安を解消できる説明を。
- 北港・本港の機能強化の取り組み
- 魅力ある市街地の再生
- 酒田港を活用した農産物輸出・加工品輸出の拡大
- 食糧安全保障と高収益作物の取り組みで遊休農地の解消、稲作も施設園芸も儲かる農業、利益の出る産業へ。

**プロフィール**

＜主な経歴＞  
昭和32年1月2日生 酒田東高校・駒澤大学法学部卒業  
S56～H21 JAそでうら勤務 理事信用部長を退任

R元年11月～ 議会運営委員会 委員長  
R3年11月～R4年12月15日 酒田市議会 副議長

＜地域活動＞  
H28年 9月 酒田のラーメンexpo立ち上げ(全山形かな海づくり大会)  
H29年10月 光ヶ丘球場を人工芝グラウンドに改修(サッカー協会)

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

酒田市・飽海郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

## もっと身近な県政に!

しなやかに、ゆるぎなく

### 1 新庄酒田道路、日本海沿岸東北道の整備促進

新庄酒田道路、日本海東北道の整備を強力に促進する産業、医療、観光の交流を進めるとともに災害時の緊急輸送ネットワークの確保を図る高速道路へのアクセス道路の整備を推進する

### 2 洋上風力発電、バイオマス発電等のエネルギー拠点の構築

洋上風力発電、バイオマス発電、営農型発電等、再生可能エネルギーの開発促進と未来エネルギー拠点として更なる酒田港周辺の整備推進

### 3 学校給食費への支援の充実

物価高騰における子育て世帯の負担軽減のため、学校給食費への支援

### 4 高齢者や障がい者の福祉向上と介護政策の充実

高齢者や障がいのある人も共に暮らせる仕組みづくりを推進し、認知症や医療的ケア者への支援強化

### 5 農林水産業の環境整備の充実

燃油、資材、肥料の高騰の中、労働力不足に対応する低コスト化、農林業でのドローン等の機械の導入支援海水面、内水面漁業への養殖事業の推進

### 6 防災意識の向上と地域防災力の強化

地震や豪雨における迅速かつ確実に地域にマッチした避難行動を行うための住民への防災教育の推進

Profile



1960年12月12日 酒田市生まれ  
1979年 山形県立酒田西高等学校卒業  
1981年 松徳学園卒業  
2009年～2019年 酒田市市議会議員  
2019年 山形県議会議員

資格 日本防災士機構防災士  
専修学校教員免許  
運行管理者

顧問 酒田市視覚障害者福祉協会  
酒田のラーメンを考える会  
酒田吹奏楽団  
山形県旅行業協会

# ひあ とみ

# 投票日 4月9日(日)

午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

## 期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで

## 期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

### ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

### ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

### ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出てください、ご本人と確認できれば投票することができます。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

# 山形県議会議員選挙

**投票日** **4月9日(日)** 午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

**期日前投票期間** 4月1日(土)から4月8日(土)まで  
**期日前投票時間** 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)  
感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

## ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

## ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

## ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出てください、ご本人と確認できれば投票することができます。

## ◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ただけで「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

## ◇新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている方は、特例郵便等投票ができます。

投票方法などについては、以下の山形県選挙管理委員会のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>)

## ◇特設ホームページ

山形県選挙管理委員会では、特設ホームページで山形県議会議員選挙に関する情報を提供しています。

(<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)





令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 新庄市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

一〇〇年先の子どもたちに、このまちを届けます。

あとから来る者のために。

### あきらめない! 子育て教育支援拡充

- ☑ 小・中学校給食の完全無料化に向け県費補助を拡大します
- ☑ 公立高校の授業料100%無償化と私立高校就学支援を拡充します

### あきらめない! 地域経済を強くする

- ☑ 新庄インターチェンジ道の駅を早期実現します
- ☑ 県と連携し先端産業を誘致します
- ☑ 国の基である食糧確保のため農業の後継者育成政策を強化します

### あきらめない! 子ども、高齢者、障がい者が住みやすいまち

- ☑ 県内全自治体の18歳までの医療費無料化を図ります
- ☑ 県内全自治体の保育料・副食費無料化を図ります
- ☑ 地域食堂、地域の居場所づくりの推進・充実を図ります
- ☑ 社会的弱者(マイノリティー)が生きやすい社会を創ります

### あきらめない! 雪に強いまちづくり

- ☑ 利雪・楽雪の補助を拡充します
- ☑ 耐寒耐雪住宅・雪処理設備への補助を拡充します



叶内 圭一  
無所属

すべての責任を自助(家庭や個人)に押し付ける発想は今の時代に通用しません。地域や社会のみんなで担うべき「共助」を行政が「公助」すべきです。「冷たい社会」を「温かい社会」に変えるために、活動いたします。

略歴 1968(昭和43)年生 ▶山形県立福岡高校卒 ▶新庄市在住 ▶栃北国ホーム代表取締役 ▶新庄市議会議員2期当選 「公正・公平・開かれた市政」「市民が主役の市政」を目指し市議としての活動を行ってきた。



## 新しい時代を切り拓く

あったかい県政の「流れ」を止めない! 地域の声を県政に届けます!

### 1 ゆとりのある教育現場の整備

学校にはまだまだ人手が足りません。マンパワーを拡充し子どもたちを見守る「目」、支える「手」の充足に向けた政策を提案してまいります。

### 2 命をつなぐ「食」と「農」を守る

国際情勢の変化で生産資材高騰、動力費高騰が農業経営を圧迫しています。農業者と危機感を共有し新たな支援制度を訴えて、「食」と「農」を守ります。

### 3 農業を支える人づくり

「東北農林専門職大学」が令和6年4月開学します。市の基幹産業である農業、さらに地場産業との結びつきを強化し、若手リーダーがしっかり育つ環境整備を提案してまいります。

### 4 道路のストック効果を最大限発揮

新庄IC「道の駅」などの拠点整備は地域経済活性化につながります。地元の要望をもとに支援策を訴えていきます。

### 5 中小企業への支援拡充

働き方改革をはじめ、働きながら安心して出産・育児がしやすい職場環境の向上を目指す企業への支援拡充を訴えていきます。

#### 石川正志の略歴

- 1962 新庄市塩野に生まれる
- 1985 山形大学農学部卒業・専業農家
- 2006 萩野中学校PTA会長
- 2007 泉田川土地改良区監事
- 2009 新庄東高等学校PTA会長
- 2011 新庄市議会議員当選(3期)



石川 正志



押切 明弘

この度、山形県議会議員選挙に立候補いたしました押切明弘でございます

#### 県政への決意

私は、旧新庄警察署や旧新庄工業高校といった大型公共施設の跡地活用 又、今、建設中の県立新庄病院が開院後の現県立新庄病院跡地、県立新庄北高等学校・県立新庄南高等学校の統合後の県立新庄南高等学校跡地の有効活用計画を構築、新庄の街づくりに大きく寄与するべく最大の努力を続けて参ります。

又、今「子ども食堂」を運営すべく準備を進めております、去年の夏からNPO法人設立に向け関係役所との協議を重ねて参りました。

この趣旨に賛同いただいた二十名の仲間と共に開店に向けて着々と整えるべく、この子供たちの貧困対策や経済格差の解消に向け、県と市が連携を図り解決策を見出せるよう努めて参ります。

さらには、新庄市のシンボルである李蔵山を中心とした神室連峰の観光開発を隣接する町・市と連携し観光人口の増進に努めます。

#### プロフィール

- ・ 県立村山農業高校卒業
- ・ 東北測量専門学校卒業
- ・ 中央工学校卒業(土木建設科)
- ・ (旧)新庄市立山屋小学校PTA会長
- ・ 新庄市議会議員一期
- ・ NPO法人地域づくり・フォーアアップ

センター理事長



令和5年4月9日執行

山形県議会議員選挙

新庄市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

## できない理由を探すより、できる方法を考え行動する!

競争力のある  
力強い農林産業の  
振興・活性化

県民が安全・安心  
を実感し、総活躍できる  
社会づくり

子供を生み、育てたい  
と思える希望の持てる  
環境づくり

ポストコロナの

## 地域再生



地産地消を可能に  
する、再生可能エネルギー  
の開発強化・活用

もがみの拠点創出  
による広域、産業経済の  
連携・活性化

次世代を担い  
地域を支える若者の  
人材育成・確保



## 緑輝くいきいき新庄



自民党公認

# 佐藤文一

ぶんいち

さぶん 佐文

PTA活動で培った  
子育て・教育支援  
医療従事者不足解消  
医療・福祉充実  
まだまだ不足  
国県道整備促進  
所得向上に向けた  
農林産業活性化  
経営安定のための  
商工観光業振興  
いざという時の  
防災・減災の対策

佐藤文一(53歳)の  
プロフィール  
新庄市小田島町生まれ  
新庄小・中学校卒業  
新庄工業高等学校卒業  
日本大学商学部入学  
東京文化服装学院卒業  
新庄市議会議員  
新庄市議会 産業厚生常任委員長  
新庄市議会 令和2年度決算特別委員長  
現 新庄文 代表取締役(アレル総製業)  
元 (公社)新庄青年会議所理事長  
元 新庄小学校・新庄中学校PTA会長  
元 新庄神室産業・新庄南高等学校PTA会長  
元 最上地区PTA協議会会長  
元 山形県PTA連合会理事

## 投票日

# 4月9日(日)

午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

## 期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで

## 期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

### ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

### ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

### ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、ご本人と確認されれば投票することができます。

みんなで行こう。明るい選挙。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

寒河江市・西村山郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

## もっと身近な県政へ 地域のみなさまとの対話から

☆橋本あや子プロフィール

- 1980年4月1日生 大町に夫、娘(中3)、息子(中1)と在住。
- 1998年4月 興羽化学工業株式会社(現・株式会社クレハ)入社
- 2008年6月 同社東京本社 遊社 福島県郡山市の夫の実家へ
- 2011年3月 東日本大震災・福島第一原発事故で被災(郡山市)
- 2011年5月 京都府京丹後市へ、夫・子どもたちと自主避難
- 2013年3月 就農を目指し、山形県大町へ移住
- 2014年4月 夫とともに新規就農 はしもと農園を開業
- 2019年9月 大江町議会議員 初当選
- 2022年1月 防災士 資格取得

県政をよりわかりやすく!  
「あや子レポート」でお伝えします

山形県知事主宰「山未來塾」会員  
大江町議会議員一期

### 課題解決へ!

社会や地域、暮らしが  
より良く変化していく事を  
実感していただけるよう  
みなさまのお声を  
県政につなげます!

橋本あや子が目指すもの

- ◎人口が減少した社会でも頻発する災害に対応できる環境整備
- ◎地球温暖化をくい止める脱炭素社会に向けた取り組みへ支援を強化
- ◎結婚・出産・子育てをしたくなる環境づくりとパートナードリブ制度の導入
- ◎地域に寄りそった医療体制の整備
- ◎高齢の方や障がいがある方など多様性を認め合い誰でも安心して暮らせる社会づくり
- ◎地域の魅力を再認識して情報発信!誰もが来なくなる山形の実現
- ◎賃金格差是正や様々な分野で働く意欲を強く持てる就労環境づくり



はしもと  
**橋本あや子**  
43才

**略歴**

平成 3年：河北町に生まれ地元の小中学校を卒業  
平成 22年：日本大学山形高等学校 卒業  
平成 26年：日本大学法学部政治経済学科 卒業  
平成 26年：東京の企業に就職 海外勤務  
平成 27年：(一社)河北町観光協会 係長  
平成 30年：衆議院議員鈴木憲和事務所秘書  
平成 31年：河北町議会議員初当選



## 若い力でさがえ西村山を元気に!

- ①若者のUターン促進  
↓若者の人口増へ
- ②新しい時代での  
子育て世代を支援  
↓仕事と子育ての両立へ
- ③新しい時代での産業振興  
↓地元産業の発展から  
収入増へ
- ④さがえ西村山の  
医療体制の充実  
↓住民の命と安心を守る
- ⑤災害に強い  
まちづくりの推進  
↓住民の生命と  
財産を守る



あべ  
31歳  
きょうへい  
**恭平**

**子育て・県内定着**  
結婚・妊娠・出産・子育ての希望が叶う社会の実現に向けた、切れ目ない支援の充実に努めます。

**農業の後継者育成**  
スマート農業の普及に努め、農業の後継者育成に取り組みます。農産物の輸出拡大に努めます。

**医療体制の構築**  
現在、西村山地域医療提供体制検討会が開催されていますが、まずは医師の確保を図り、小児科や産婦人科など総合的な診療体制の構築に向けた検討を進め、将来にわたって皆様が安心して受診できる医療提供体制の整備に尽力してまいります。

**県土強靱化**  
近年多発する自然災害など様々なリスクの対応力強化に全力で取り組み、ソフト・ハード両面からの対策による災害に強い県土を構築します。交通インフラなどの整備・促進による交流人口拡大に努めます。

**経済対策**  
現在、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きな影響を受けています。国と連動し、経済の活性化・物価高騰対策に全力で取り組んでまいります。

**山形県議会議員  
4期16年即戦力**



うめつ  
ひろし  
**博士**



令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

寒河江市・西村山郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

## 山形に生きる！共に未来を創ろう

信頼性の高い調査を元に、災害に強い県土づくりを進めるとともに、行政・医療機関の連携強化から危機管理体制を確立します。

● **防災力の強化**  
信頼性の高い調査を元に、災害に強い県土づくりを進めるとともに、行政・医療機関の連携強化から危機管理体制を確立します。

● **商工業の振興**  
地場産業・地元企業への支援や有益な情報提供を促すことで経営力強化を図り競争力を高める活力ある街づくりに繋げることで若者世代の帰郷も定着を推進します。

● **農業の振興**  
担い手育成と販売力強化。また家族経営と法人化の推進を図ります。

● **安心できる地域医療の確立**  
しっかりとした連携を構築することで、充実した医療体制を確立し、子どもから高齢者の方まで、安心して生活できる西村山地域を創ります。

● **教育を通じた人材の育成**  
地域や文化への関心を高め、学力や心身の健全育成と共に、自ら学び自ら考える「生きる力」を伸ばすことで、活躍できる人材を育てます。

● **共に歩む！責任世代47歳**  
プロフィール

●昭和50年5月1日生まれ 47歳  
●寒河江市立西根小学校 卒業  
●寒河江市立殿東中学校 卒業  
●山形県立谷地高等学校 卒業  
●菅原学園 仙台ビジネス専門学校 卒業  
●阿部正俊参議院議員 秘書 (10年)  
●平成19年 寒河江市議会議員、初当選 31歳  
●平成23年 寒河江市議会議員2期当選 35歳  
●平成27年 寒河江市議会議員3期当選 39歳 (平成27年～平成29年市議会議長 拝命)  
●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●寒河江市商工会 理事  
●寒河江市商工会青年部 部長  
●村山地区商工会青年部連絡協議会 理事  
●西村山PTA連合会 会長  
●寒河江市立殿東中学校PTA 会長  
●西根地区子ども会育成会 会長  
●寒河江神輿會21世紀委員会 委員長  
●寒河江市消防団 団員

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)

●令和元年 寒河江市議会議員4期当選 43歳 (令和3年～令和4年市議会議長 拝命)



# 国井

てるあき

**プロフィール**

昭和47年7月生まれ 大日本公立大学 政治経済学部 政治経済学系 卒業  
山形県立谷地高等学校 卒業  
平成10年 シニア・ボランティア 活動開始  
平成11年 フローレンスのインストラクター 活動開始  
平成12年 女性美くんでいこう！アドバイザーとして活動開始  
平成13年 あつがいの会 活動開始  
平成14年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成15年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成16年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成17年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成18年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成19年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成20年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成21年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成22年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成23年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成24年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成25年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成26年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成27年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成28年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
平成29年 寒河江地区のまちづくり活動開始  
令和元年 寒河江地区のまちづくり活動開始

### すずきみゆき 6つの未来構想

- 1 商業、工業、農業の発展と連携これからは地方の時代
- 2 若い世代の暮らしやすい社会 居場所の創設
- 3 共生社会の形成
- 4 良質で十分な医療の提供
- 5 災害から県民を守るまちづくり
- 6 新平塩橋の整備

**新しい風を県政に!!**

こんにちは。すずきみゆきです。  
令和元年より寒河江市議会議員として年齢・性別・学歴や障がい、さまざまな差別のない社会の実現を目指して活動してまいりました。コロナ禍で実感したとおり、私たちの生活は政治に直結しています。寒河江西村山の思いを県政に届け、希望溢れる山形の未来に向けて精一杯働きます。皆様のお力をぜひすずきみゆきに貸してください！



# すずきみゆき

QRコードと公式サイト情報

# 投票日 4月9日(日) 午前7時から 午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

**期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで**  
**期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで**

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 村山市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会



# きくち だいじろう

## 大 二 郎

がやま 未来に向かって 県政を任せられるのは

**チカラの源 若さと情熱**  
中堅・現役世代とまんなか!  
気力・体力十分の40歳!

**行動・実行するチカラ**  
気づきながら即行動・即実行!  
災害・雪・道路・環境対策等を強化し、安心の生活環境づくりを進めます。

**政策提案するチカラ**  
新型コロナ・治水・産業・観光など幅広い分野でこれまでの多くの政策立案を担当し、実際にカタチにしてみました。  
物価・電気料金高騰対策など、給料の上がる経済に向けて多様な提案を実施していきます。

**寄り添うチカラ**  
様々な現場・意見に寄り添い、共生社会の実現に向けて挑戦しつづけます。

### 激動の4年の経験とチカラで加速する2期目へ!

**発信するチカラ**  
県政報告誌を計14回発行、SNS等による発信は数千回に及びます。山形県や村山市を知る・好きになるきっかけづくりを加速します。

感謝  
市民の皆様方の理解とすべからず、候補者陣営関係各位の尽力により敬意と感謝を表します  
山形県議会議員 菊池大二郎

**歴 任**  
【山形県議会】  
議会運営委員 農林水産常任委員長  
経済活性化・雇用対策特別委員長  
【政党】 国民民主党山形県連 幹事長

**プロフィール**  
昭和57年7月生まれ (楢岡馬場)  
村山市立楢岡小・中学校卒業  
山形県立山形東高等学校卒業  
学習院大学法学部法学科卒業  
行政書士 菊池大二郎法律事務所 代表

## YES! 大二郎



Twitter, Instagram, Facebookなどは  
オフィシャルサイトから是非ご覧ください。

## 市民のための実践力!



# の じ り

自由民主党  
じゅんじろう

### 市民・県民の安心安全な暮らしを実現する6つの政策

- ① 命を守る医療の充実・コロナ対策  
県内の医療体制の構築と、北村山公立病院に県の支援
- ② 災害と雪に強いまちへ  
雪対策予算の増額と、県河川・砂防の改修による内水対策
- ③ 山形での子育てをとことん応援  
教育の充実、経済的支援など格差のない平等な支援を
- ④ 福祉・エッセンシャルワーカーを大切に  
福祉の充実で、高齢者も障がい者も安心した生活を
- ⑤ 農業を含むものづくり産業の応援、働く人々の待遇改善・賃金アップ  
定任の基本となる産業振興、働く場の確保で市民・県民の所得向上を
- ⑥ デジタルの活用で暮らしやすさを  
縮小した地域経済でも、デジタル技術の活用で便利に暮らす施策を

#### プロフィール

- 昭和29年4月14日 袖崎 生まれ
- 県立村山農業高校卒、県立短期大学校卒
- 村山市議会議員4期、村山市議会議員
- 山形県議会議員1期、文教公安委員長、厚生環境常任委員長歴任
- 【家族】妻・息子夫婦・孫(4人)・父・母
- 【趣味】読書・若いときはバスケットボール
- 青年大会では県大会優勝チーム

# 投票日 4月9日(日) 午前7時から 午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

## 期日前投票期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで

## 期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。



この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

# 山形県議会議員選挙

**投票日** **4月9日(日)** 午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

**期日前投票期間** 4月1日(土)から4月8日(土)まで  
**期日前投票時間** 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)  
感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

## ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

## ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

## ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出てください、ご本人と確認できれば投票することができます。

## ◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ただけで「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

## ◇新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている方は、特例郵便等投票ができます。

投票方法などについては、以下の山形県選挙管理委員会のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>)

## ◇特設ホームページ

山形県選挙管理委員会では、特設ホームページで山形県議会議員選挙に関する情報を提供しています。

(<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)





令和5年4月9日執行

# 山形県議会議員選挙

## 東根市選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会

### ゆめ みらい つなぐ 夢を未来に繋ぐ 行動力!!

**高橋弓嗣**  
プロフィール  
昭和44年12月23日生まれ(53歳)

【経歴】  
昭和60年 東根市立第一中学校 卒業  
昭和63年 山形県立天童高等学校 卒業  
平成4年 高千穂商科大学商学部 卒業

【政治活動】  
自由民主党 東根市支部 青年局長  
山形県北村山町町議員会 青年部長  
自由民主党 山形県支部連合会 青年部

【過去の活動】  
平成17年度・18年度 山形県私立幼稚園PTA連合会 会長  
平成18年 (一社)東根青年会議所 理事長  
平成20年 (公社)日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 副会長

**高橋ゆみつぐが 目指す政策**

●経済活動を支え、商工業の発展を推進してまいります  
●交流人口・関係人口を増やし、東根ファンづくりに取り組みます

**経済・産業の振興**

●経済活動を支え、商工業の発展を推進してまいります  
●交流人口・関係人口を増やし、東根ファンづくりに取り組みます

**教育環境変化への対応**

●変化する学校現場をフォローできる環境づくりに取り組みます  
●部活動改革による地域活動を支援してまいります

**持続可能な農業**

●「果樹王国」の強靱化に向けた支援充実に取り組みます  
●親元・Uターン・新規就農がしやすい頑張れる農業の支援に取り組みます

**健康増進と子育て**

●医療の充実で健康セーフティネット構築に取り組みます  
●子ども・子育て支援サービスの充実に取り組みます

**防災と河川・道路**

●河川管理をはじめとした災害対策に取り組みます  
●交通インフラ整備と国道48号線のバイパス化実現に取り組みます。



## 高橋 ゆみつぐ

地域活動 ● 山形県少年補導員 ● 山形県消費生活サポーター ● 村山管内薬物乱用防止指導員 ● 東根市サッカー協会 会長 など

### あったかい県政との架け橋へ 40歳の即戦力

**プロフィール**  
昭和57年生まれ 40歳  
衆議院議員公設第一秘書など  
秘書経験15年  
東根市議会議員

【ホームページ】

- 1 山形県による北村山公立病院への支援 医療と福祉の充実
  - 2 東根警察署(旧)の設置 安心安全な街の確立
  - 3 国道48号線のバイパス化 宮崎西道線の延伸・西部地区県道網の構築
  - 4 子育て環境の充実 県療育センターの機能強化
  - 5 就農者や後継者・新規創業者への支援 市議会議員としての主な実績
- 発信力 公式LINEアカウントの導入
- 子育て 兄弟姉妹同時入園加算の創設
- 防災 西部防災センターの建設 白水川堤防のかさ上げ
- 教育 学校玄関のオートロック化
- 消防 回員アンケートによる消防回改革



## 無所属 さいとう 俊一郎

- 皆様への6つの約束**
- 国道48号線の安全を守る
  - 命を守る
  - 食を守る
  - 災害から生命財産を守る
  - 障がい者の労働対価を守る
  - 子供の未来を守る

### 国と県をつなぐ 豊富な人脈 経験 知識

「政治と行政がするべき事」に取り組む

国会議員秘書20年で政治を学び、副町長として6年行政を学びました。50歳を迎え、育てて下さった皆様に感謝し、寄り添い、これまで培った人脈、経験、知識を活かしたいと強く思っています。皆様からのご指導ご鞭撻、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 自由民主党公認 やすたか 清野の 50才

清野やすたか 検索

日々の活動情報 027-882-0000



東根生まれ育ち ふるさとを想う 愛郷無限

●1972年 4月15日生まれ(50歳) ●東根小学校卒 ●東根第一中学校卒 ●新任北高等学校卒 ●慶應義塾大学中退 ●前山辺町副町長 ●元厚生労働副大臣 岸宏一 参議院議員 政策担当秘書 ●前全国農業会議会長 二田孝治 元衆議院議員公設第一秘書 ●前社会福祉法人 山形県社会福祉協議会理事 ●東根市立東根小学校PTA会長 ●母、妻、2男、1女の6人家族

この選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷したものです。

# 山形県議会議員選挙

**投票日** **4月9日(日)** 午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

**期日前投票期間** 4月1日(土)から4月8日(土)まで  
**期日前投票時間** 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)  
感染症対策の観点から、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

## ◇投票所では感染防止対策を徹底しています。

投票所では、定期的な換気、消毒液の設置、使用する物品等の消毒、高齢者等重症化リスクの高い方が訪れる会場での事務職員のマスク着用等を行っています。また、持参した鉛筆、シャープペンシルを使うこともできます。

## ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

## ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出てください、ご本人と確認できれば投票することができます。

## ◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ただけで「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

## ◇新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている方は、特例郵便等投票ができます。

投票方法などについては、以下の山形県選挙管理委員会のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>)

## ◇特設ホームページ

山形県選挙管理委員会では、特設ホームページで山形県議会議員選挙に関する情報を提供しています。

(<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)



---

---

令和5年4月9日執行

山形県議会議員一般選挙

# 選挙の記録

編集・発行 山形県選挙管理委員会

山形市松波二丁目8番1号

発行年月日 令和6年3月

---

---